

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」への ご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

自治会町内会ではコロナ禍等を契機に活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するため、11月から1月にかけて標記アンケートのお願いをし、皆様方にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

現在も分析を行っているところではありますが、まずは単純集計結果につきましてご報告いたします。

今後の取組については、アンケート結果をもとに、市連会や区連会で御意見を伺いながら、優先順位をつけ見直しを進めていきたいと考えております。引き続きよろしくご依頼申し上げます。

1 アンケート回収状況

電子申請： 606件

郵送等：1,132件

合計：1,738件（回答率：61.0%）

約6割の方にご回答いただきました！

2 アンケート結果について

(1) 横浜市からの情報周知

＜方法＞「資料＋説明」が適切（上位3位）

- ・生命・財産に関するもの（防災関係、コロナ関連情報等）：64%
- ・自治会町内会活動に関連するもの（補助事業の案内、先進的な活動事例等）：57%
- ・市政・区政、施策の周知を目的とするもの（市の計画案内、市民意見募集等）：44%

＜改善すべき点＞（上位3位）

- ・資料の分かりやすさ：52%
- ・情報量の多さ：41%
- ・情報内容の精査（「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外）：38%

(2) 委嘱委員の推薦

委嘱委員の候補者探しが「難しい」：56%、「やや難しい」：28%

＜難しい理由＞（上位3位）

- ・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった：67%
- ・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった：49%
- ・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった：49%

(3) 候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち期待する取組(上位3位)

委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減：47%

委嘱委員の業務内容説明資料の配付：39%

地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境：26%

裏面あり

(4) 民生委員・児童委員の推薦

令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由（上位3位）

民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった : 46%

活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった : 35%

民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった : 34%

3 アンケート調査報告（速報・単純集計）

別紙の通り

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉

担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口

電話 045-671-2317

電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

〈民生委員・児童委員について〉

担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤

電話 045-671-4046

電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

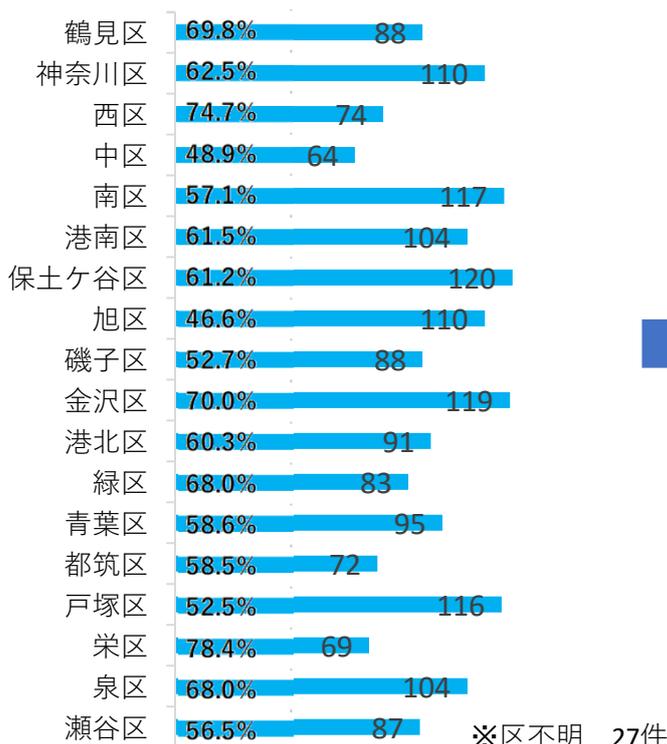
【表記について】

本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=1,738とする。

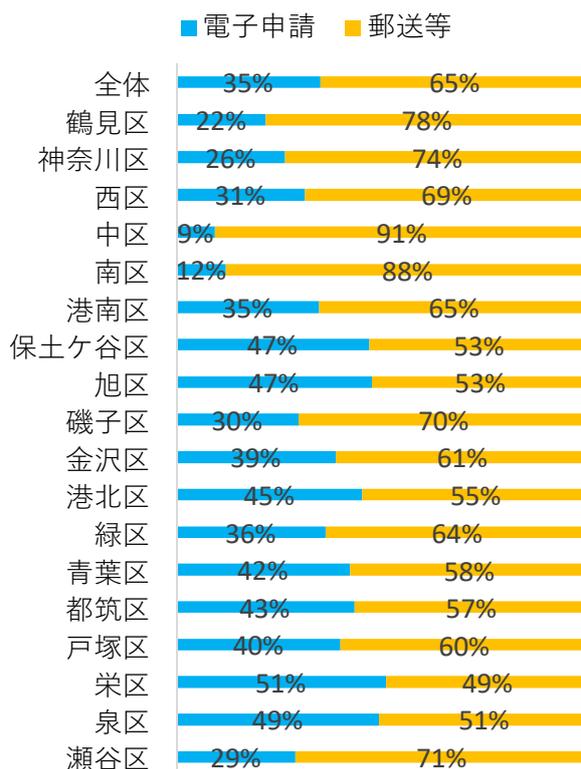
各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

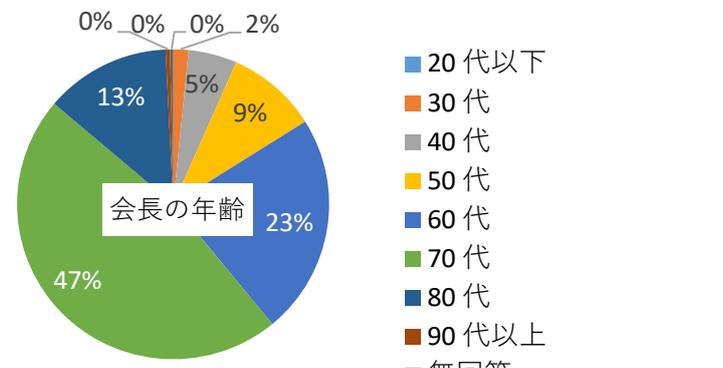
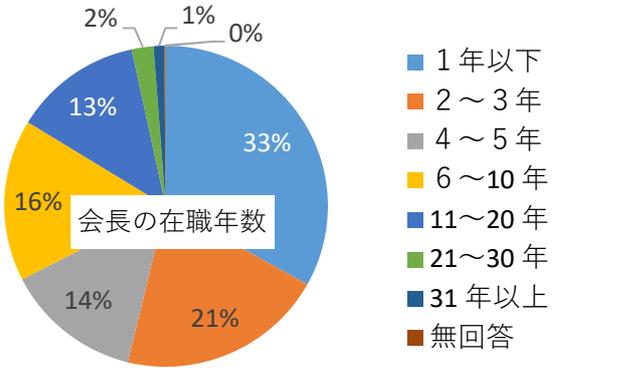
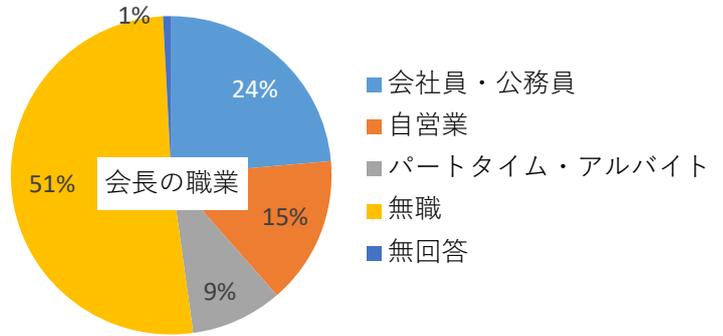
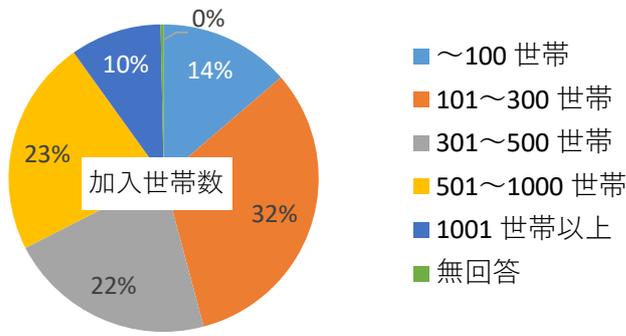
区別回収率、回収数



電子申請/郵送等 比率

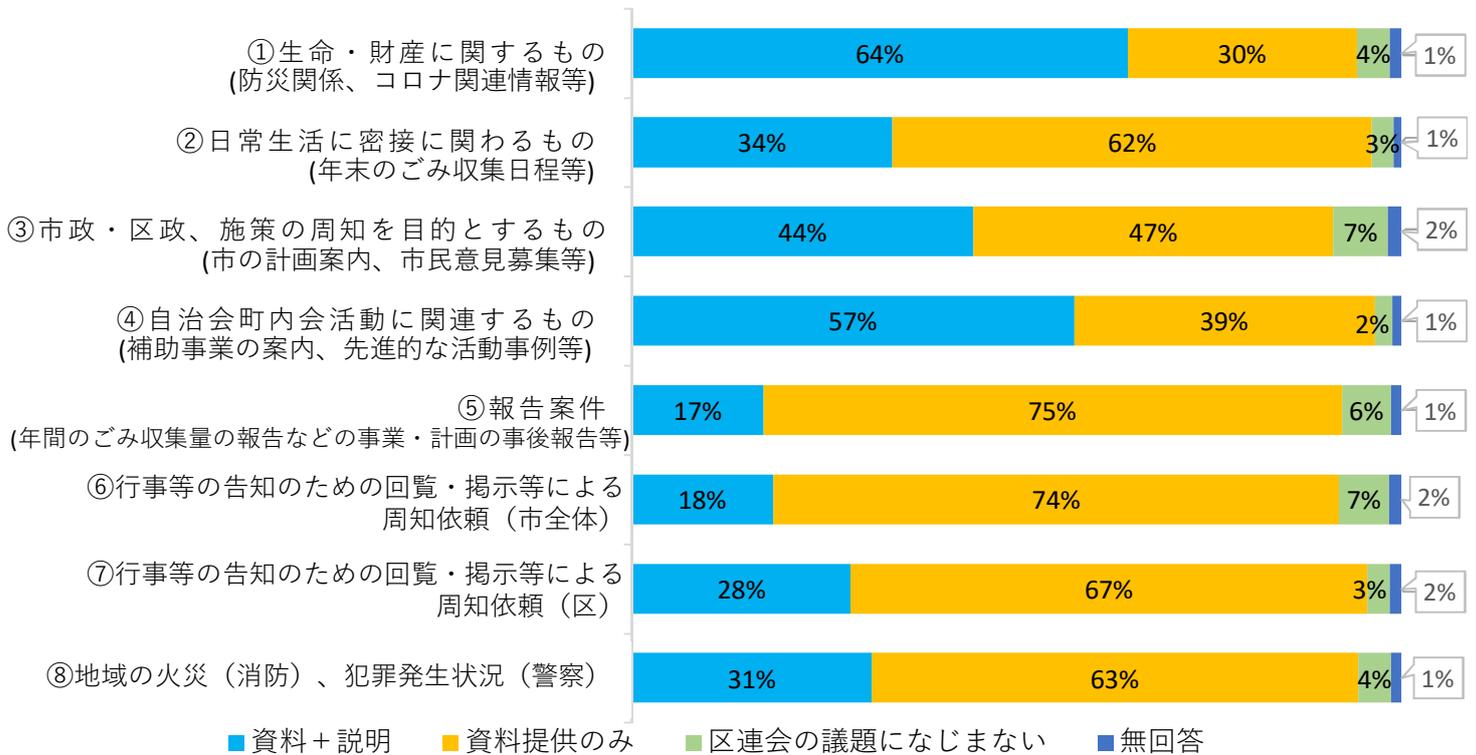


1 会長の情報



2 横浜市からの情報周知について

2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。

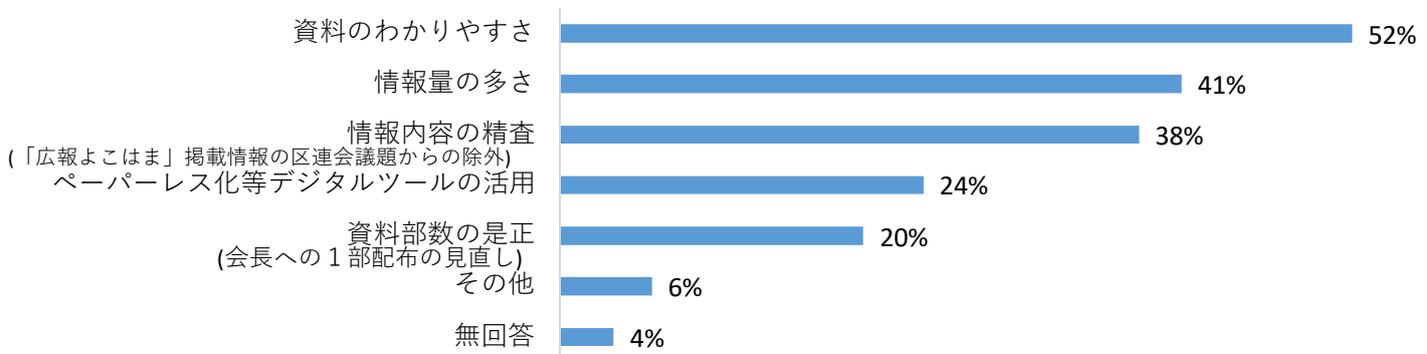


2(3)今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様
に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。



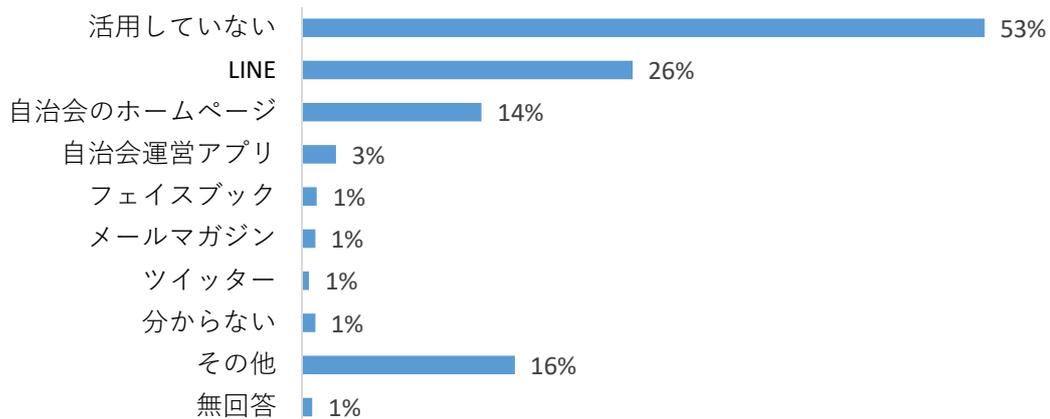
- 区連会後の毎月の資料送付を活用(すべて紙媒体で送付)
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データを入手できるようにしてほしい(紙媒体は不要)
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答

2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまる
ものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

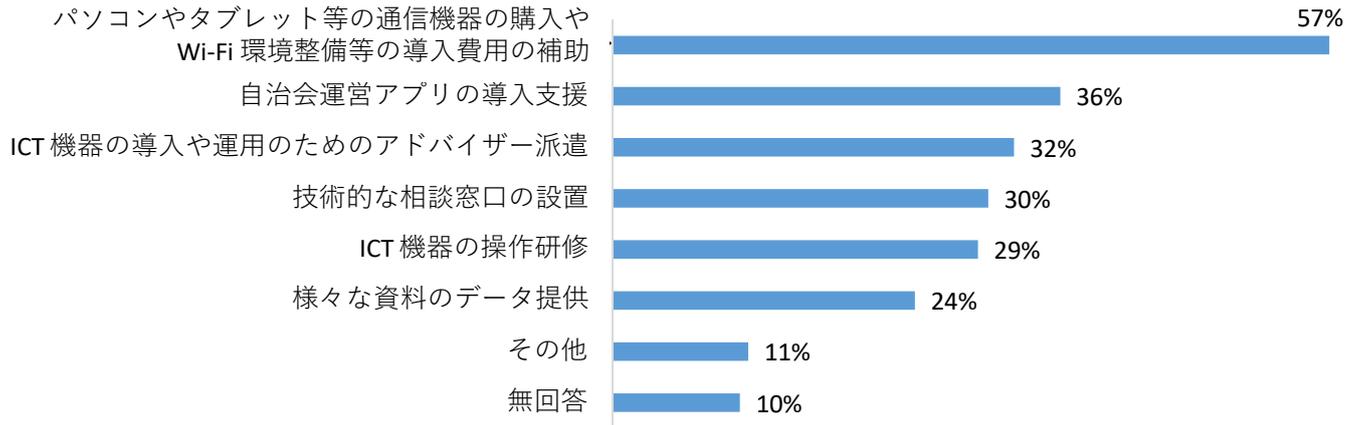
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していま
すか。



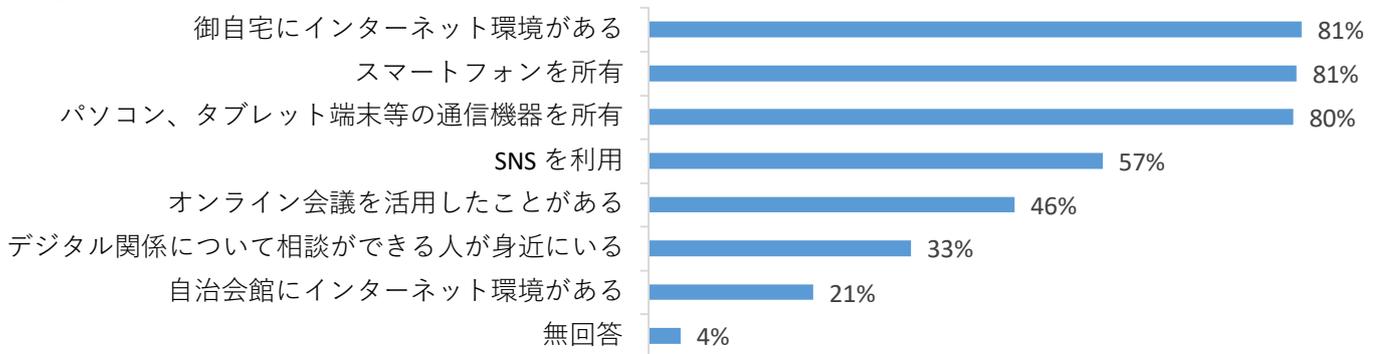
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



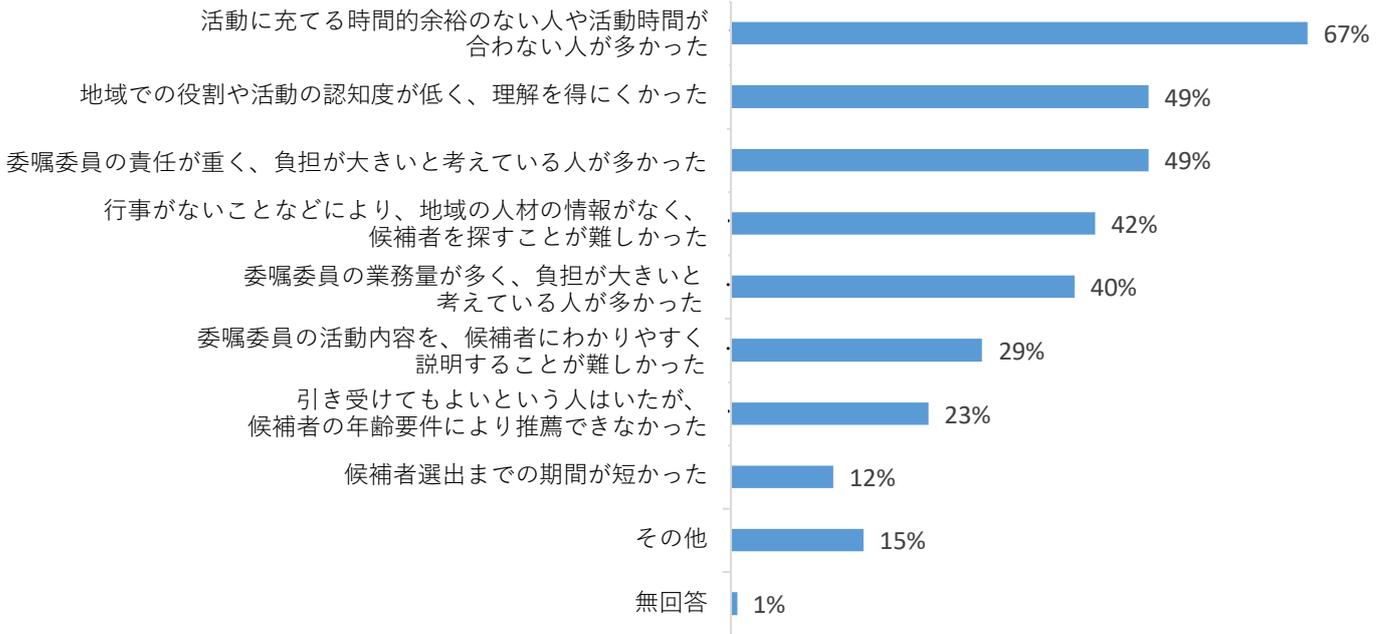
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

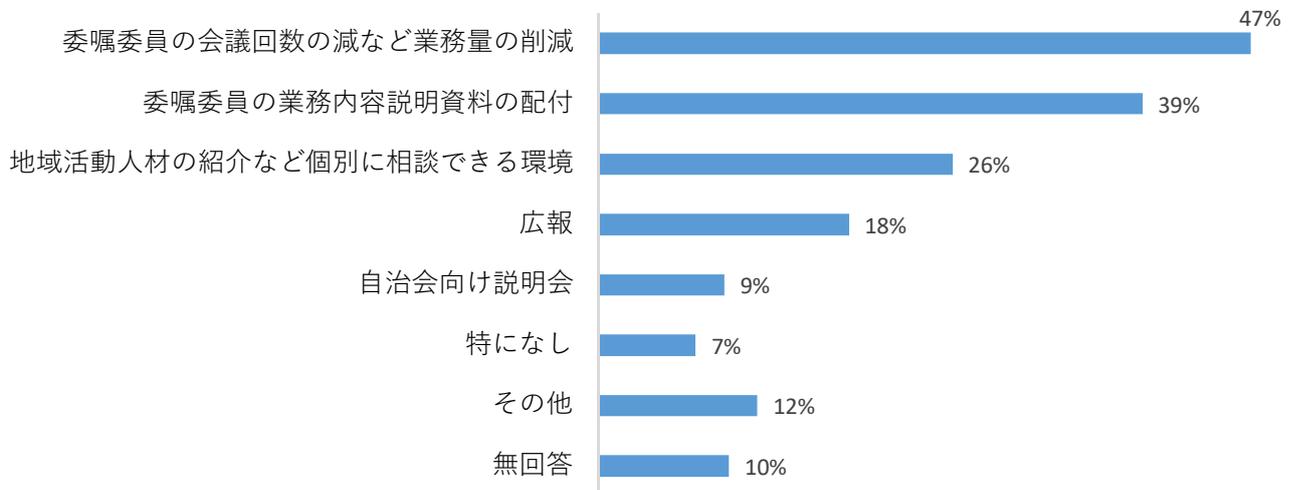
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)

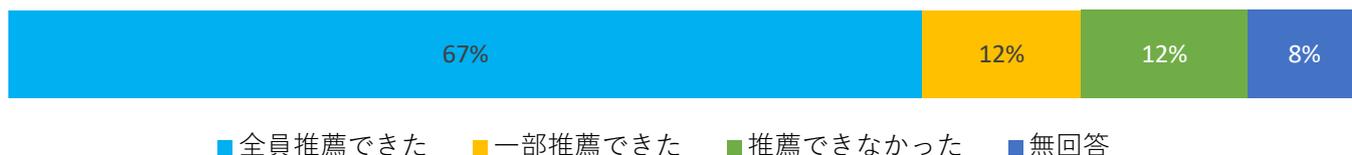


5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）

速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

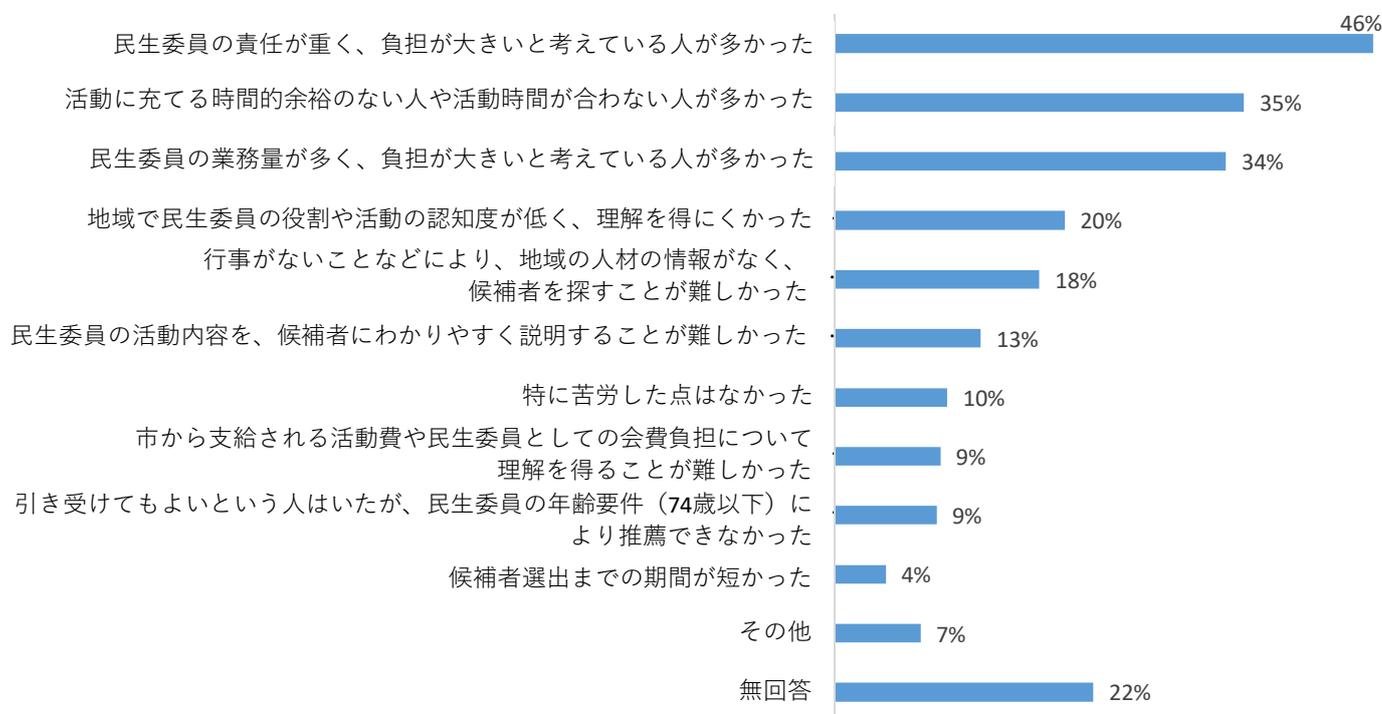
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



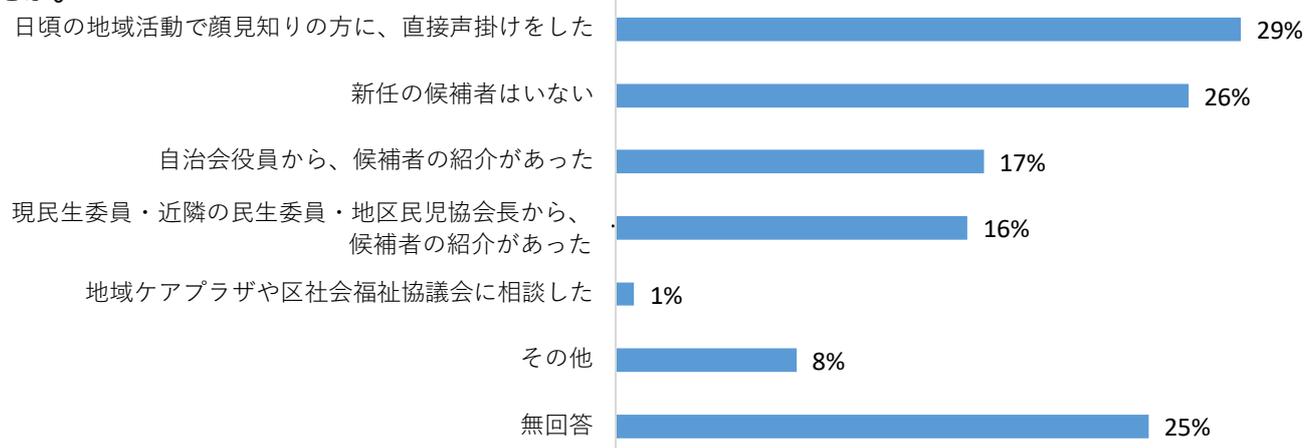
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

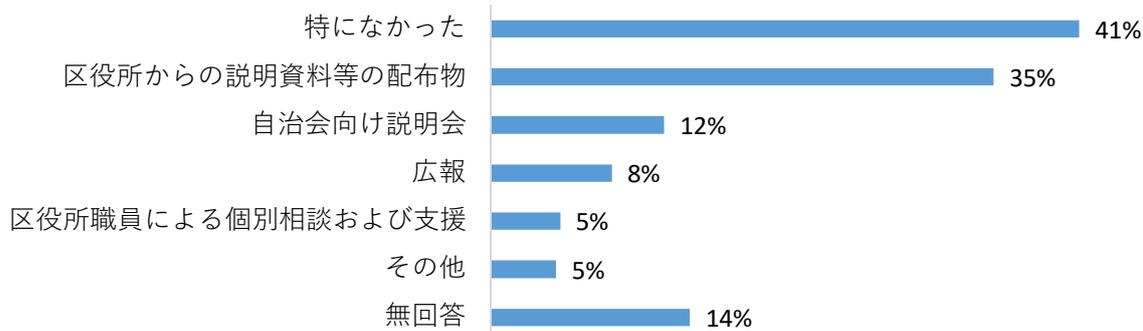
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4)新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

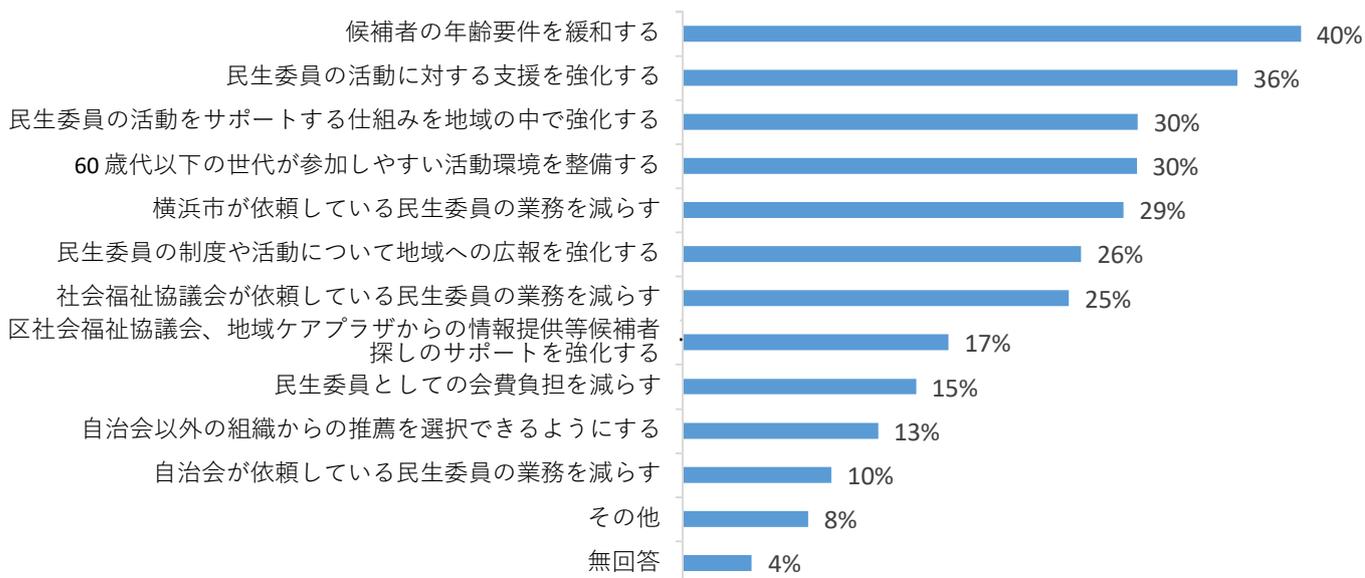


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

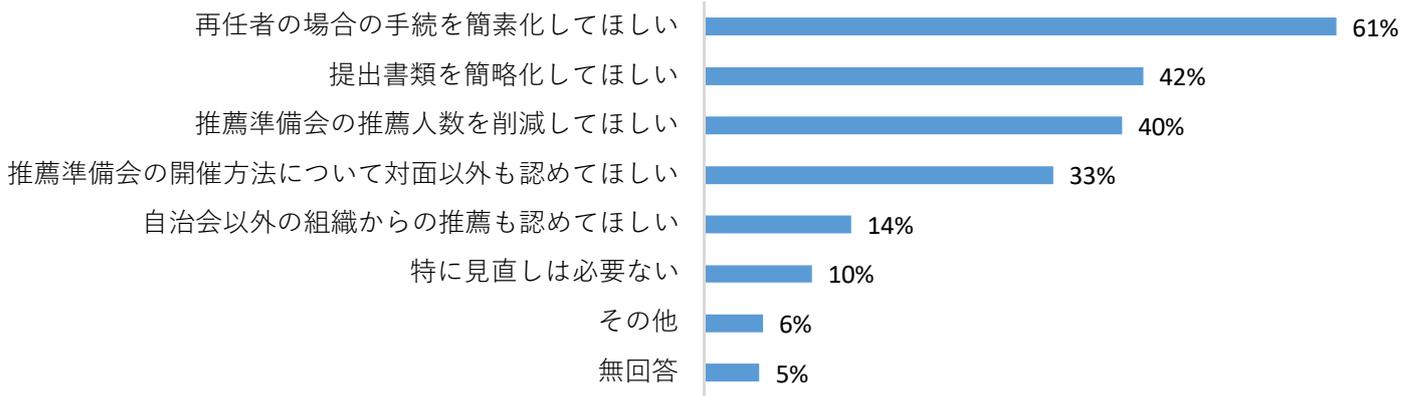


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

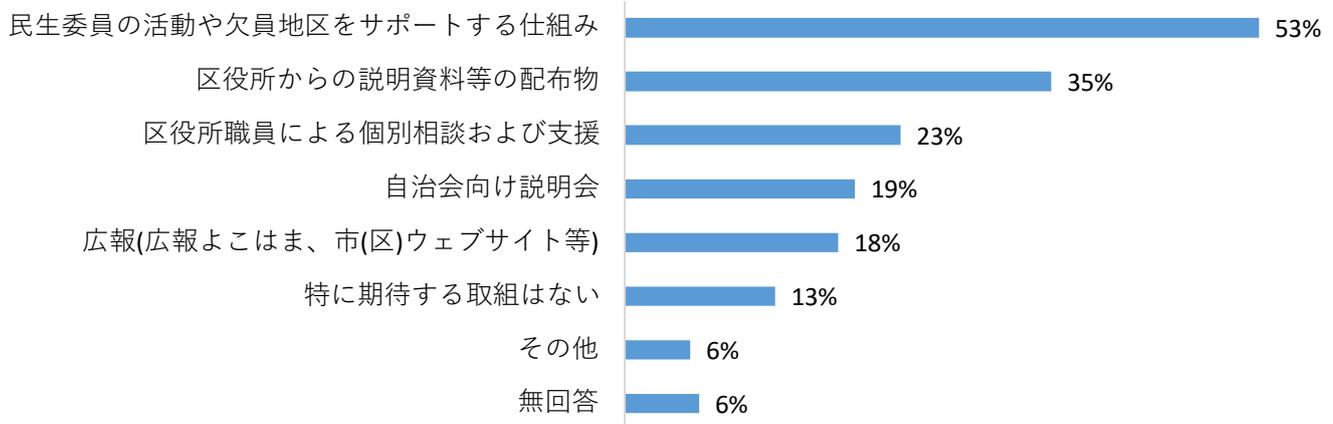


- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- 現状のままでよい
- その他
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

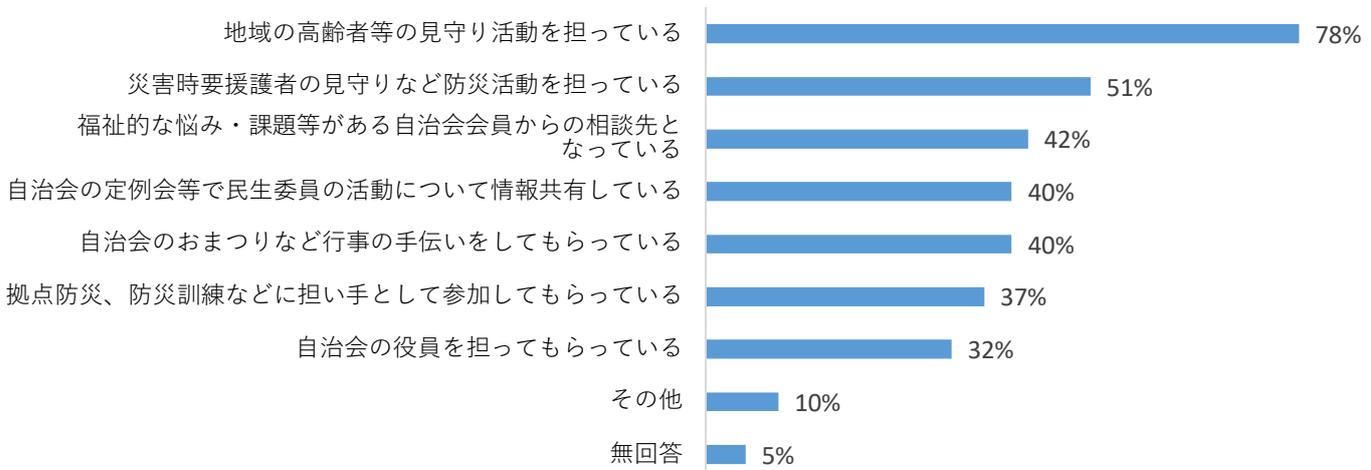


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

【表記について】

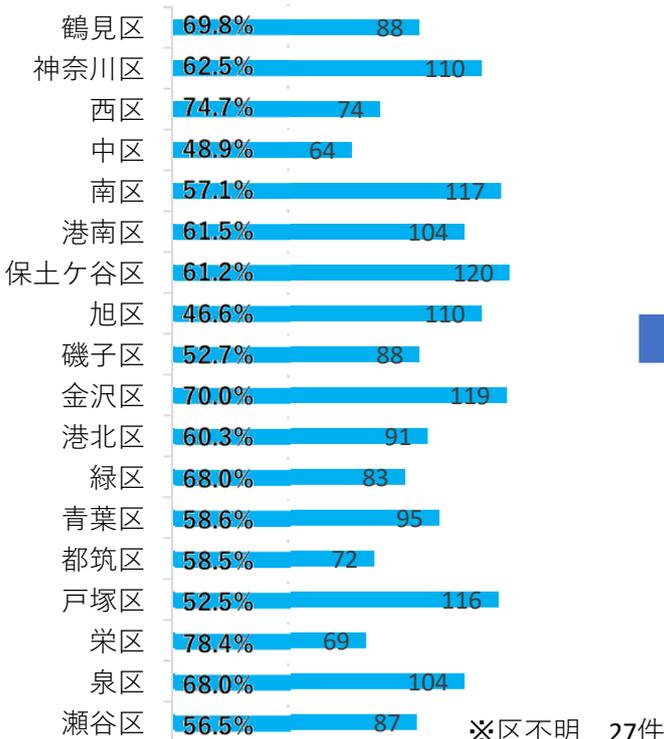
本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=72（都筑区有効回答標本数）とする。

各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

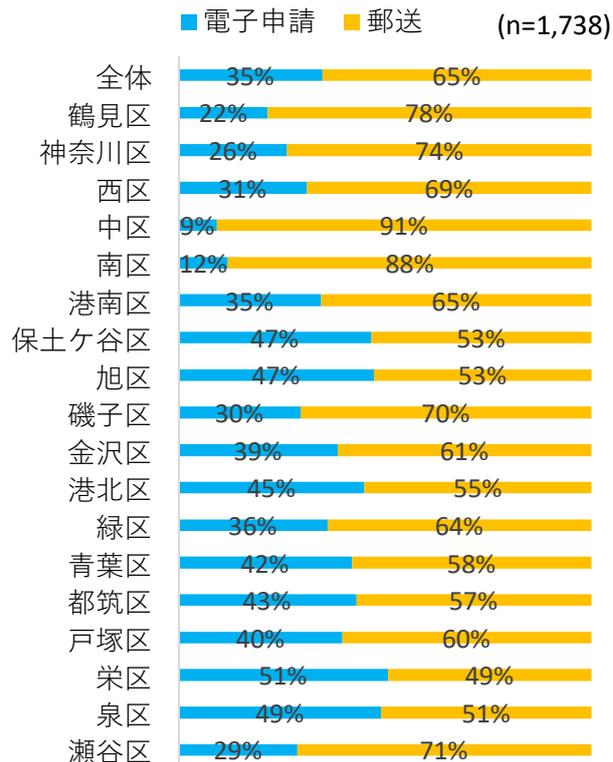
区別回収率、回収数

(n=1,738)

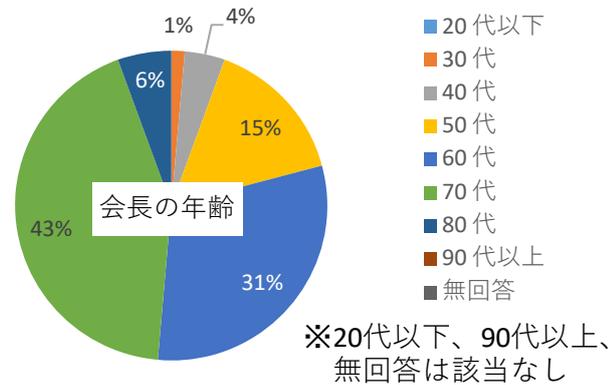
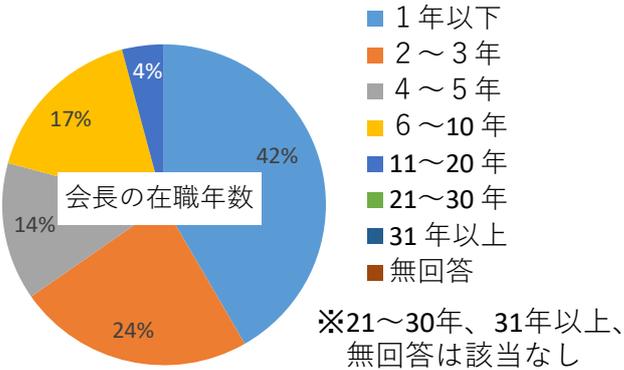
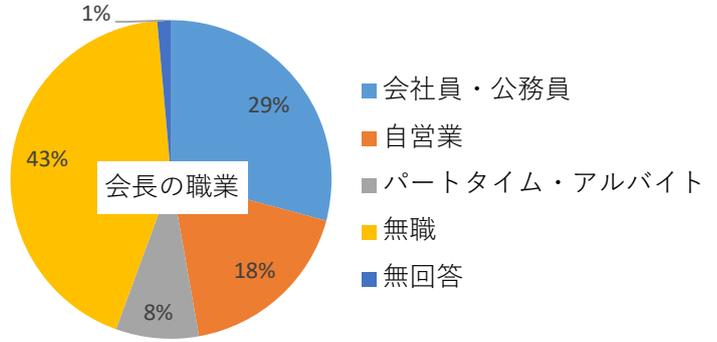
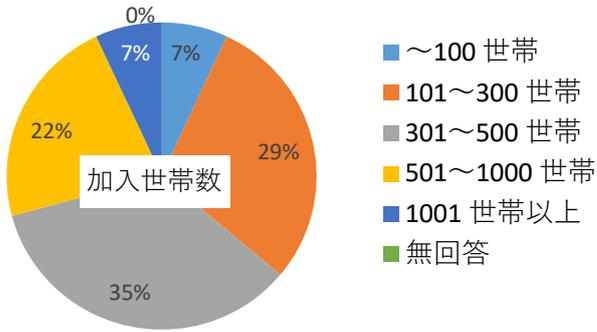


電子申請/郵送等 比率

(n=1,738)

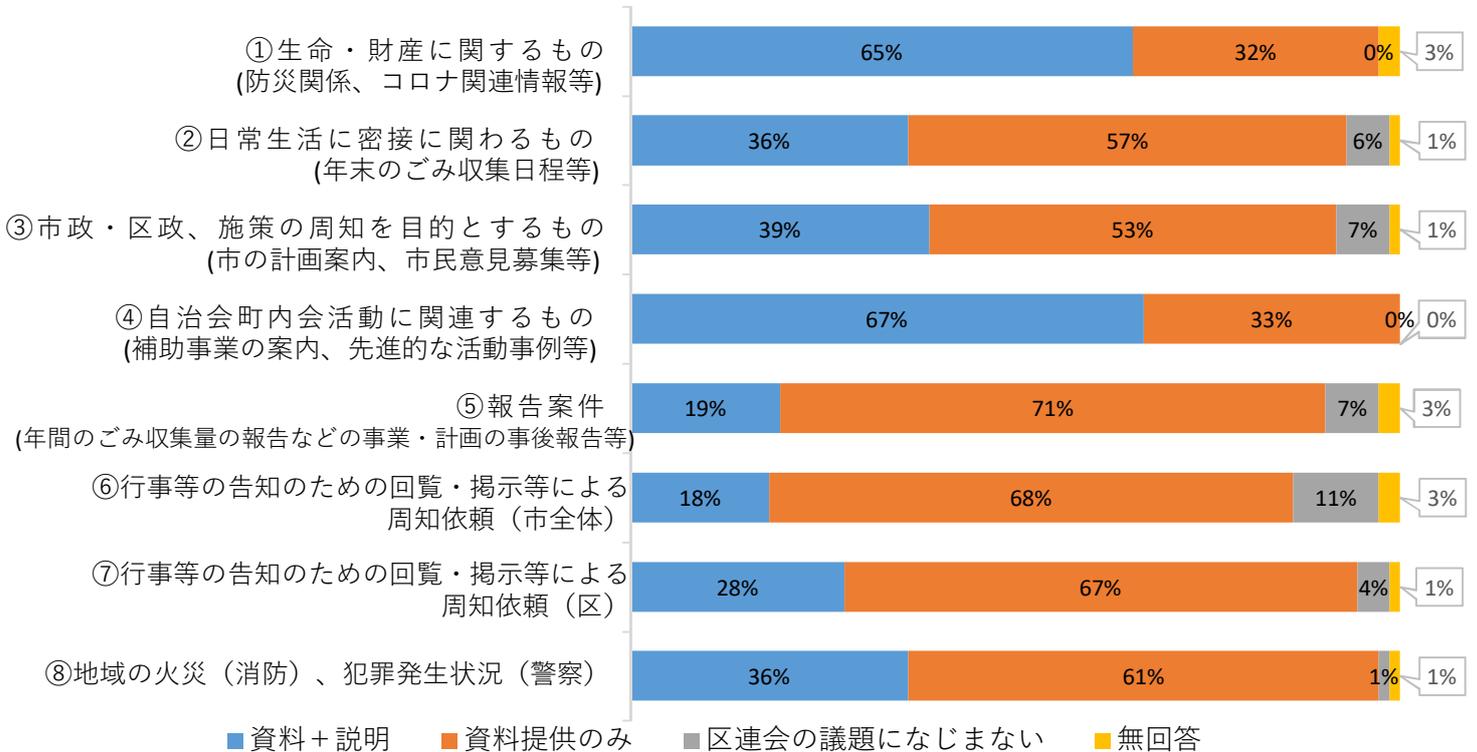


1 会長の情報



2 横浜市からの情報周知について

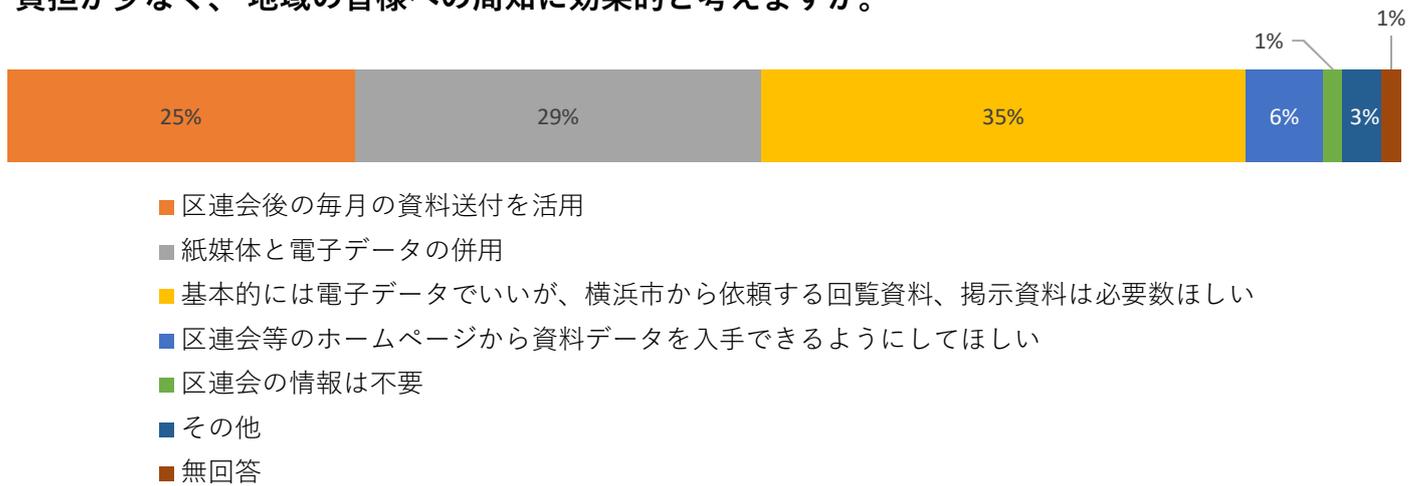
2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



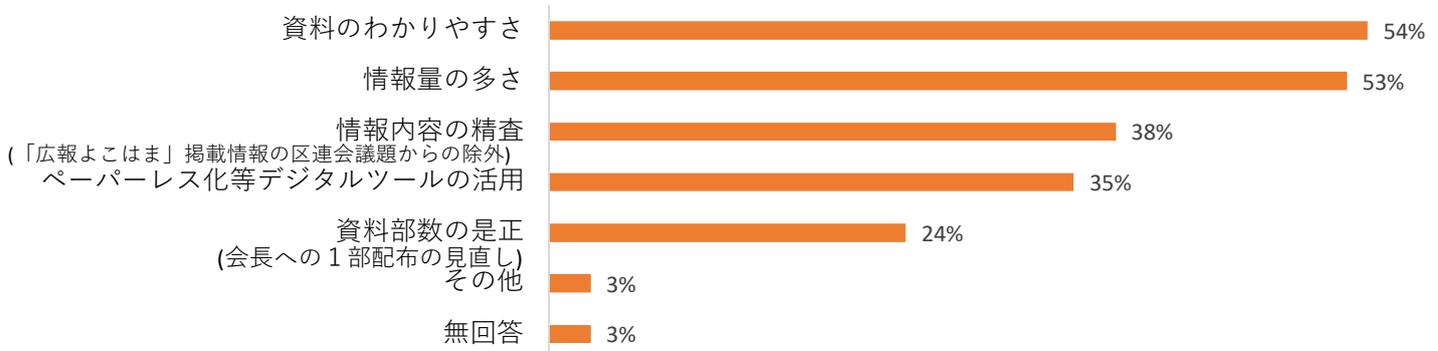
2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。



2(3)今後、区連会を通じた情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。

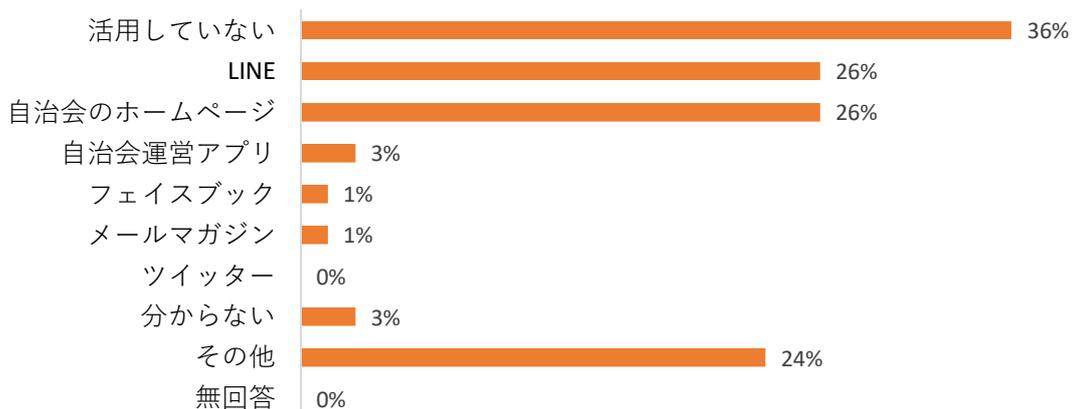


2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

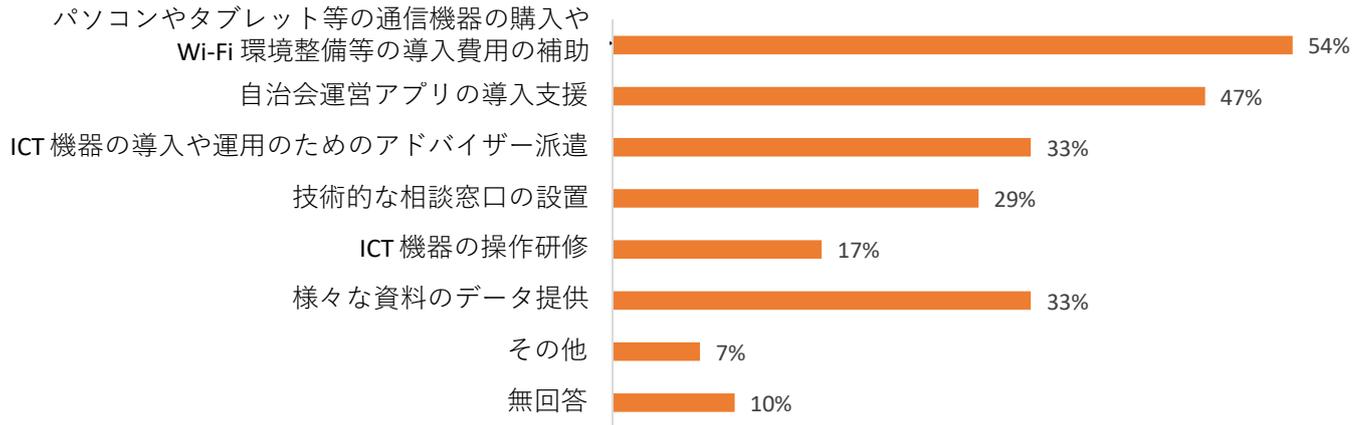
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していますか。



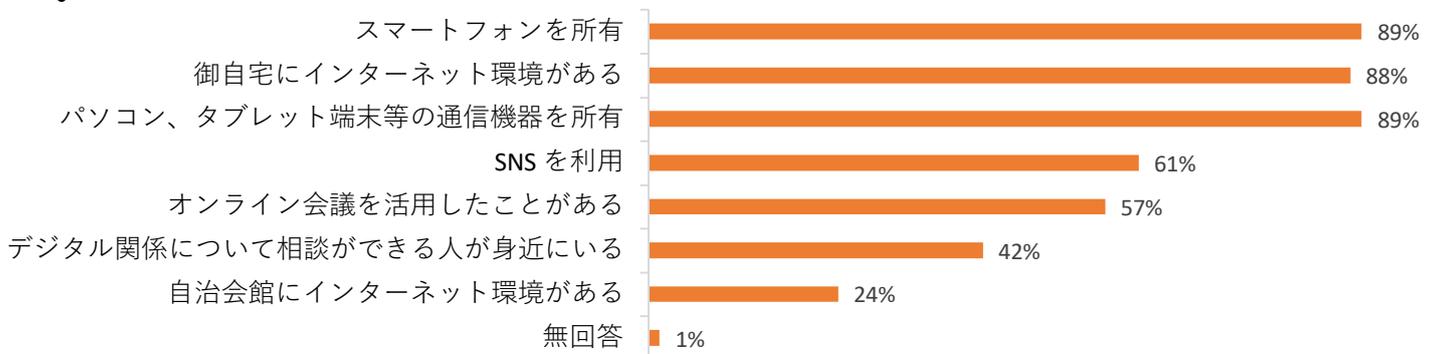
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



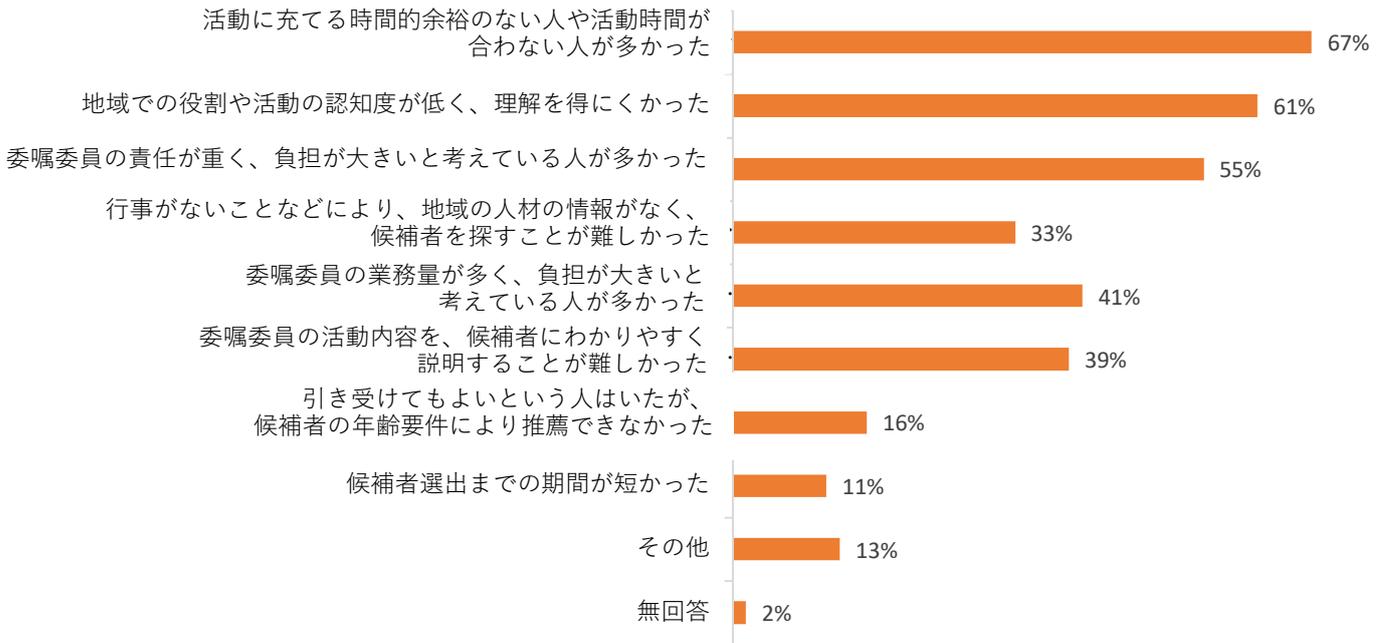
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

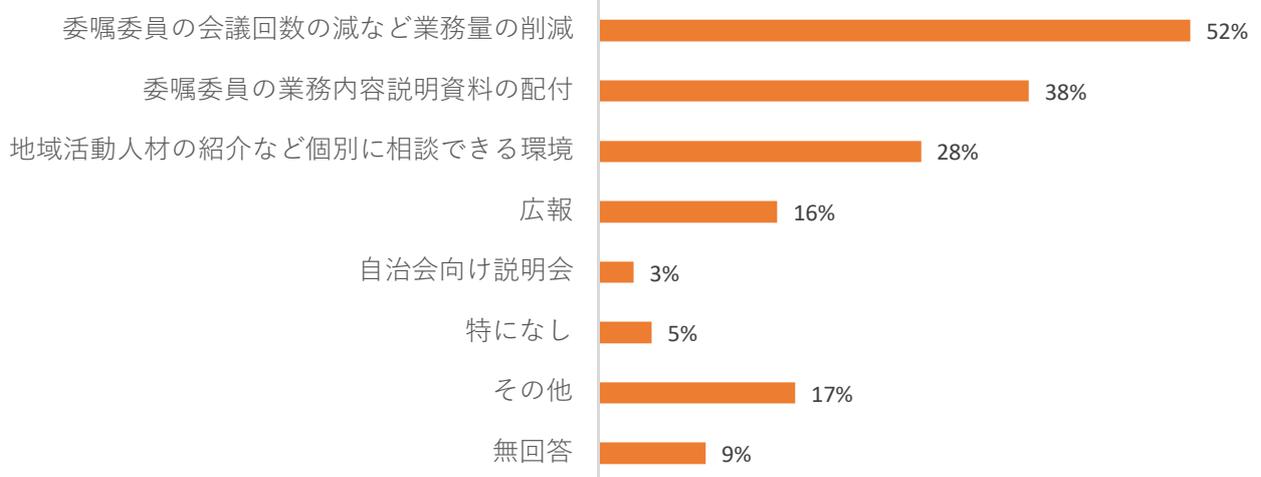
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=64)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=64)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）
速報版では省略

6 令和4年一斉改選の 民生委員候補者の推薦事務について

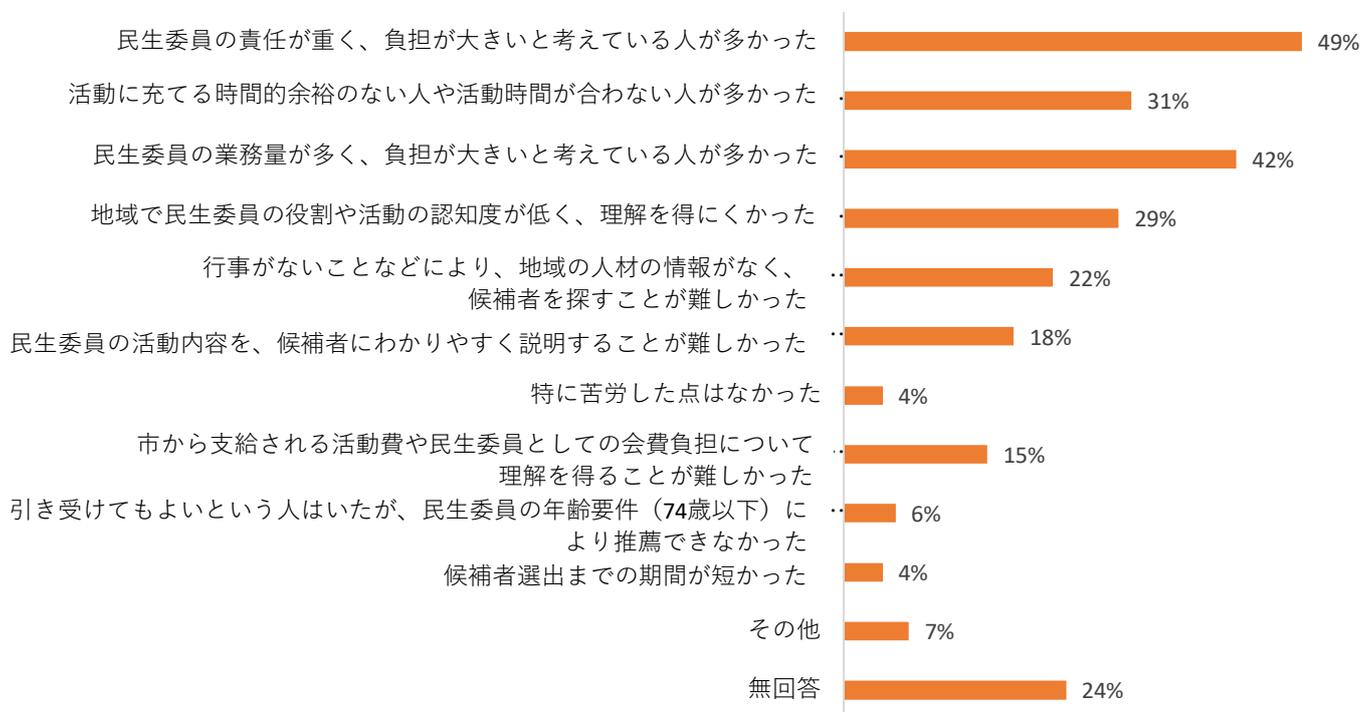
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



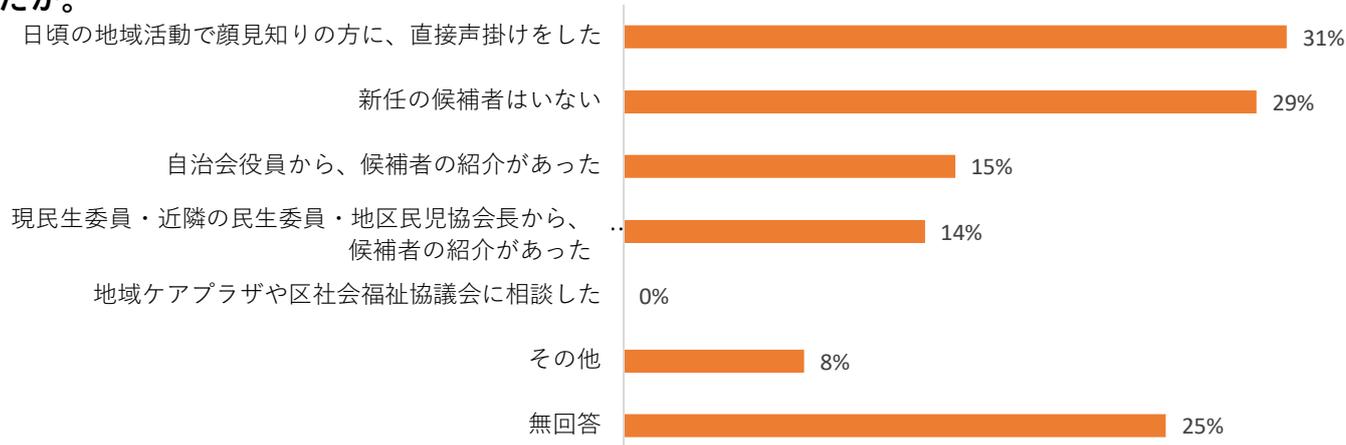
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

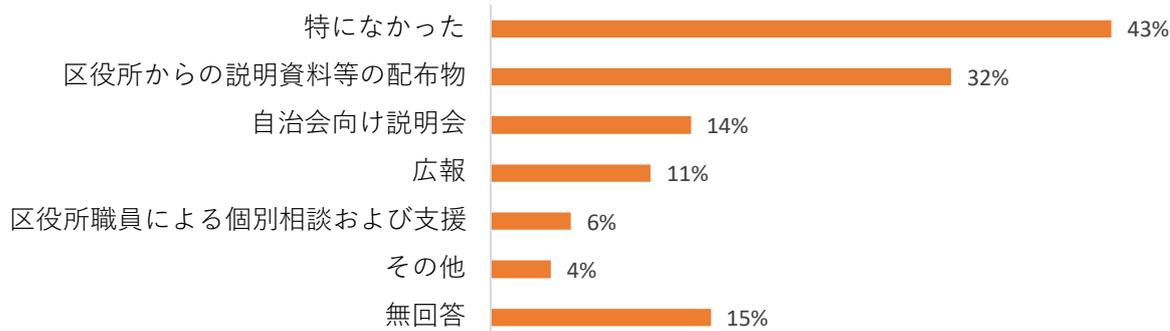
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4) 新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

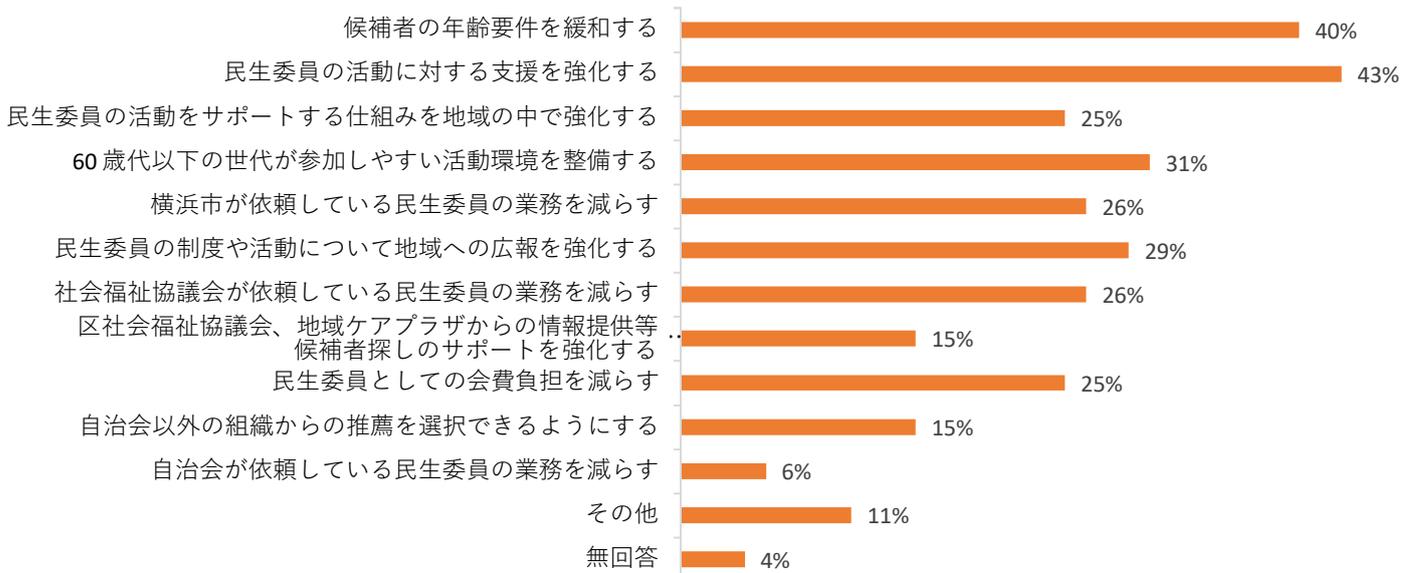


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

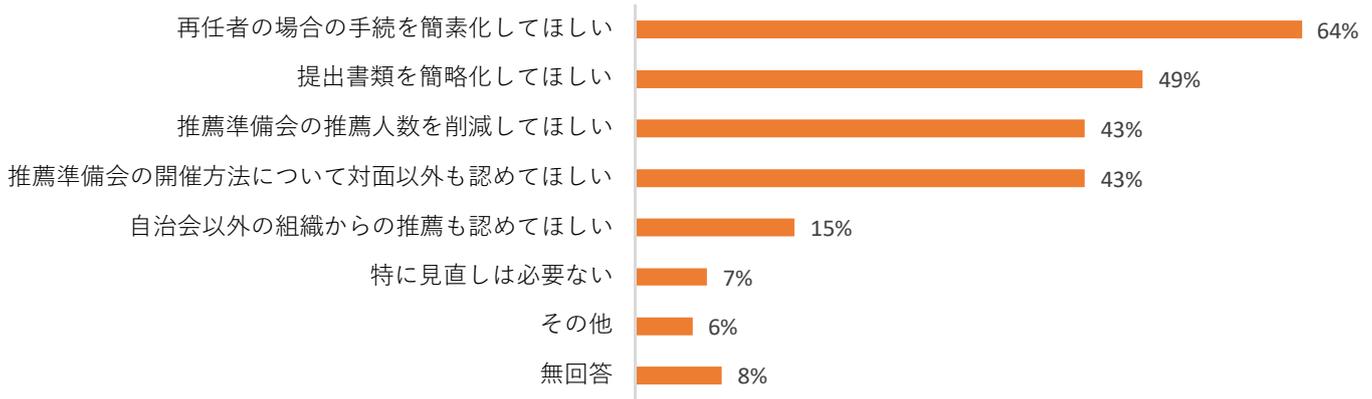


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

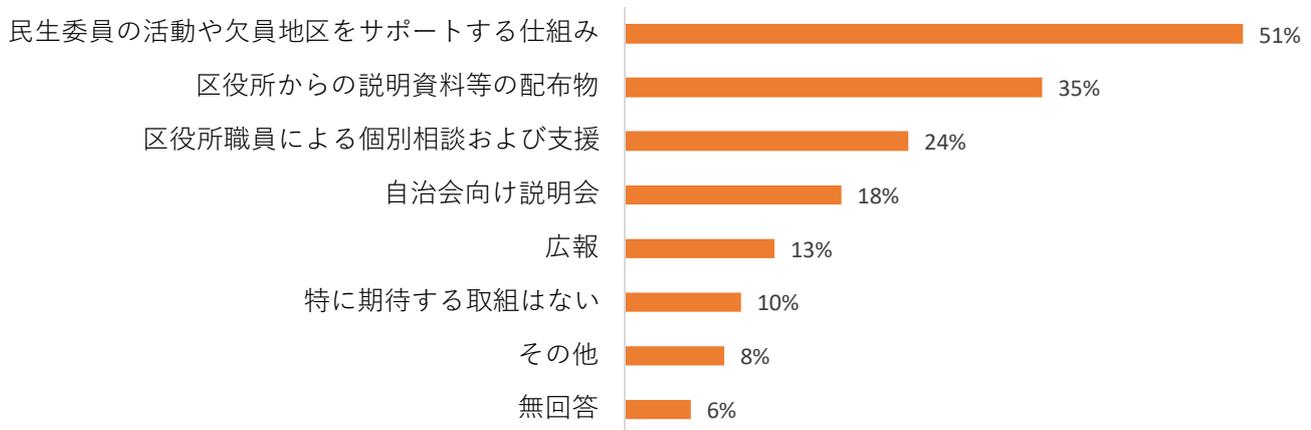


- 現状のままでよい
- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- その他
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

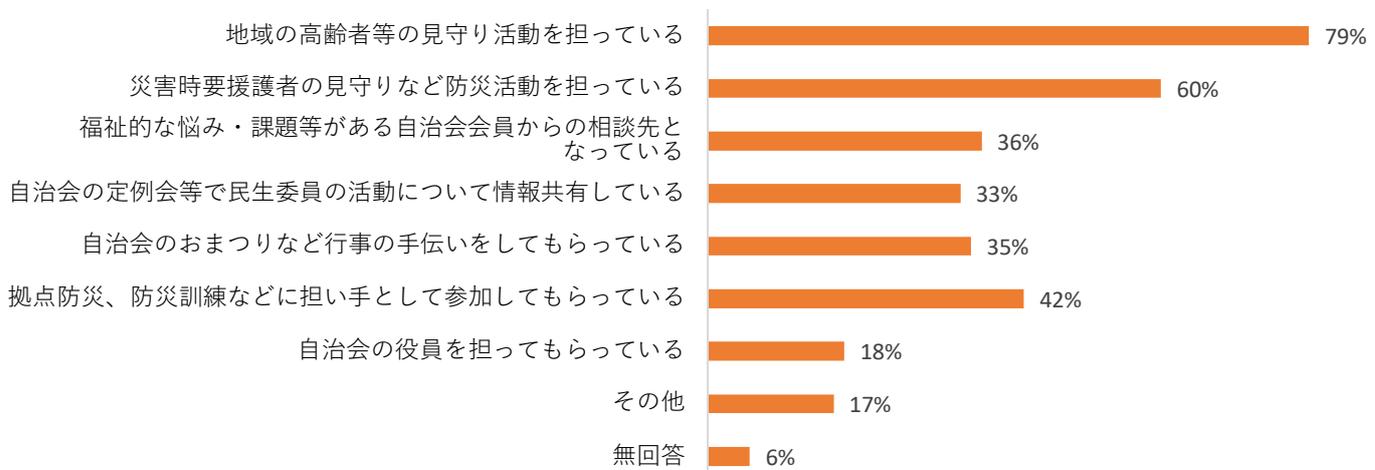


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

自治会町内会長各位

都筑区総務課長

「令和 5 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 5 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和 5 年度版のリーフレットを 3 月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 令和 5 年度横浜市市民活動保険補償内容

令和 4 年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

2 添付資料

リーフレット「令和 5 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

総務課、区政推進課広報相談係、区民活動センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

【担当】 都筑区総務課 中村、小野
電話：045-948-2212

令和5年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和5年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

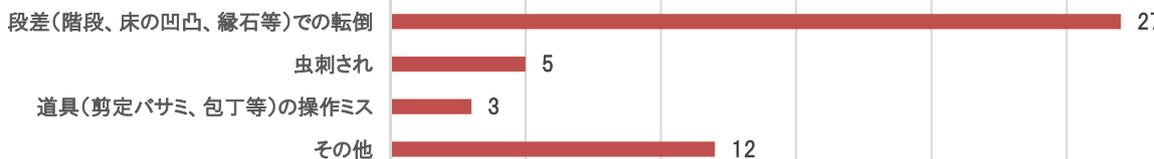
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

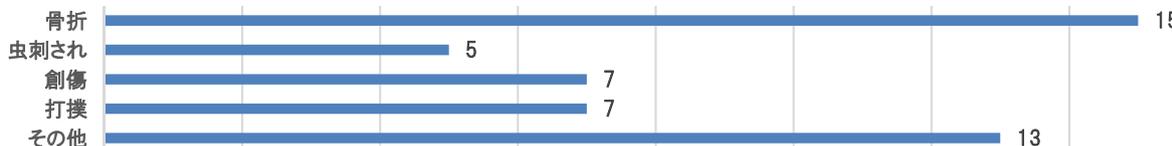
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は？

【傷害事故: 令和4年4月～令和4年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ㊦ 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ㊧ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ㊨ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

令和5年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申しあげます。令和5年度も引き続きLED防犯灯の新規設置、維持管理等を行ってまいりますので御協力をお願いします。

お願い1 LED防犯灯の見守りへの御協力について

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等の日常の見守りは、自治会町内会の皆様をお願いしております。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、下記の連絡先までご連絡ください。**

都筑区地域振興課 電話045-948-2234
市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。)
- ② 電柱番号(電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください)
- ③ 住所及び目標物
- ④ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等)
- ⑤ 不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

*防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

*鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(電話:0120-995-007、※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料))に御連絡ください。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。</p> 
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

<コラム1 LED 防犯灯事業の現状>

～灯具の耐用年数を超過した防犯灯が増えています～

平成 21～23 年度に設置した LED 防犯灯は、10 年と言われている耐用年数を超過して使用しており、維持管理への対応に注力しています。



お願い2 鋼管ポール防犯灯の撤去、建替えへの御協力について

著しく劣化した鋼管ポールは、撤去、建替えを行います。

撤去、建替えの実施には近隣にお住いの方の御理解、御協力が必要となります。近隣にお住いの皆様から御理解、御協力を得るために、自治会町内会のお力をお借りし、御協力をお願いします。具体的な対応については個別にお願いさせていただきます。

- (1) 対象となる鋼管ポールの選定は、市民局地域防犯支援課が行います。
- (2) 付近に電柱がある場合は、ポールを撤去し、灯具を電柱へ移設します。
建替えは付近に電柱がない場合に限られます。
- (3) 建替えの際には、横浜市の仕様に則り、鋼管ポール基礎の直径 50cm のものを設置します。その結果、従前の鋼管ポールと同じ場所に設置することができない場合もあります。このような場合は自治会町内会と協力し、新たな設置場所を検討します。
- (4) 設置可能な場所が見つからなかった場合や、近隣にお住いの皆様の合意が得られなかった場合は、撤去のみとなることもございますので、御了承ください。

<コラム2 LED 防犯灯事業の現状>

～鋼管ポールの中には経時劣化により建て替えが必要なものも増えています～

自治会町内会から移管した鋼管ポール防犯灯は設置の時期や工法が一樣ではなく、中には著しく劣化したものもあります。倒壊による被害を生じさせないように、計画的な建替えを実施しています。



お願い3 LED 防犯灯移設の御検討について

地域の安全で安心な環境づくりに重要な役割を担っている防犯灯ですが、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場合などについては、明かりが必要な場所に移設することを御検討いただくようお願いいたします。

移設の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

- (1) 移設先は横浜市防犯灯設置基準を満たしている電柱に限ります。
(鋼管ポール防犯灯の移設（抜いて刺しなおす）はできません。)
- (2) 移設の費用は、横浜市が負担します。

お願い4 自治会町内会管理の防犯灯のLED化の御検討について

蛍光灯防犯灯を所有管理している自治会町内会様におかれましては、蛍光管の交換が不要で、電気代も節約できるLED防犯灯への交換について、脱温暖化対策とSDGsの観点からも御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

(参考)1灯当たりの年間電気代（令和4年度）

22W蛍光灯：約4,667円 ⇒ 10WLED灯：約1,901円 ※約60%削減

お願い5 LED 防犯灯寄附の御検討について

自治会町内会や宅地開発事業者の皆様が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する際、事前に横浜市と協議し、その防犯灯を横浜市へ寄附することにより、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市で対応することが可能な場合があります。

横浜市LED防犯灯仕様及び横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となりますので、寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支課までお問い合わせ、御相談ください。

お知らせ LED 防犯灯新設の申請について

令和5年度の新規設置灯数は、電柱タイプが180灯、鋼管ポールタイプが18灯を予定しています。すべての御要望には添えない状況ですが、防犯灯設置基準に照らし合わせ、より効果的な設置を進めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和5年5月31日(水)までに**各区役所地域振興課に御提出ください。

2 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

3 令和5年度のLED防犯灯の新設予定数について

電柱へのLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・180灯（昨年度 300灯）
鋼管ポールLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・18灯（昨年度 一時休止）

【 横浜市防犯灯設置基準（抜粋） 】

- ・ 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・ 灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・ 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・ 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

【注】この事業は、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

＜お問合せ先＞

市民局地域防犯支援課防犯灯担当

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

令和5年度日本赤十字社会費募集について

日頃より、日本赤十字社の活動に御協力いただき誠にありがとうございます。
令和5年度の日本赤十字社の会費募集について、次のとおり御依頼いたします。

1 趣旨

日本赤十字社は、国際救援活動、災害救護活動、医療事業、社会福祉事業、救急法・家庭看護法等の講習など幅広い活動を展開しています。

これらの活動を支える資金は、個人や法人から拠出していただく会費によって賄われています。

このため、一人でも多くの方々に赤十字の思想、活動を理解していただくとともに、赤十字社の使命を十分に果たすため、会費募集に対する御協力をお願いしております。

2 御依頼事項

(1) 令和5年度日本赤十字社会費募集について

ア 日本赤十字社神奈川県支部からの令和5年度募集依頼額

208,593,000円（前年度同額）

イ 会費の一世帯あたりの金額（参考額）

200円程度

(2) 募集活動に伴うチラシ等の配布について

※例年ご依頼しているポスターの掲示を含め、詳細の御依頼事項と実施時期については、各区地区委員会（各区社会福祉協議会）から別途御依頼申し上げます。

3 実施時期

令和5年5月（赤十字運動月間）を中心とする通年

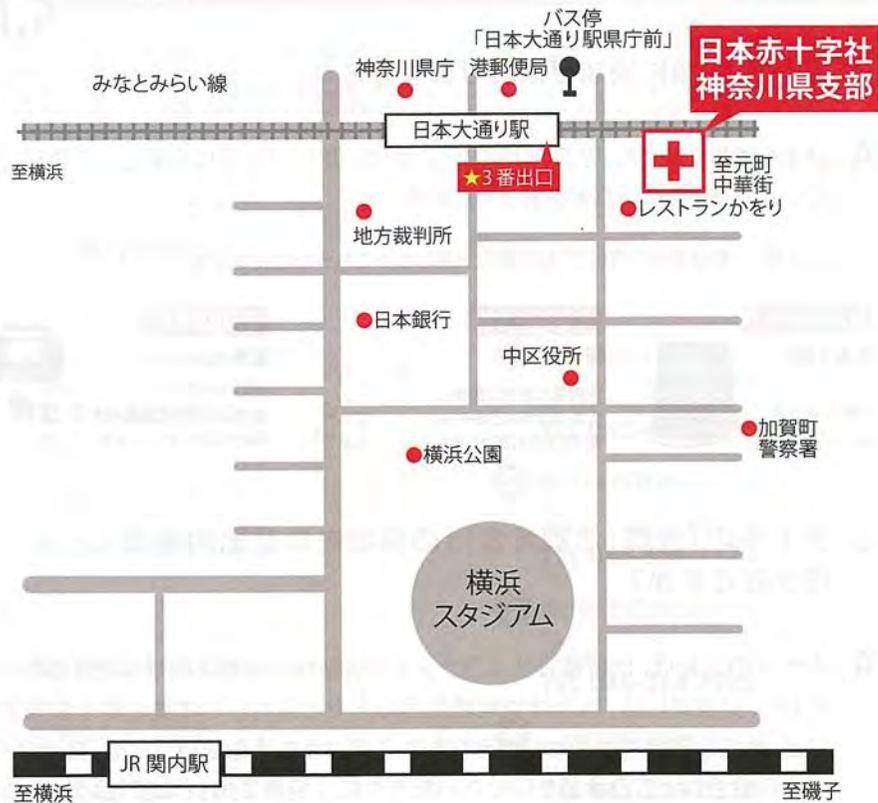
4 添付資料

(1) 令和5年度日本赤十字社神奈川県支部事業パンフレット（A5版）

(2) 令和5年度日本赤十字社神奈川県支部会費募集チラシ（A4版）

【担当】日本赤十字社 神奈川県支部 横浜市地区本部
（横浜市 健康福祉局 福祉保健課）松島・板垣

【連絡先】671-4044



わたしたちの神奈川だから



第2ブロック支部総合訓練での
避難所巡回診療の様子(秦野市)

日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123(代表)



日赤 かながわ



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

皆さまのご支援を安心につなげたい

日頃から赤十字に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など、

地域に根ざした活動を行っております。

そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して

救護活動を行うなど、地域と密接なかかわりがあります。

どんな状況であっても、日本赤十字社の使命は変わりません。

地域の皆さまのいのちと健康・尊厳を守る活動を

これからも続けてまいります。

CONTENTS

INTRODUCTION	2	税制上の優遇措置	14
日本赤十字社の使命	4	表彰制度	15
事業紹介	6	市区町村の担当窓口一覧	16
事業予算／決算報告	11	県内施設一覧	18
会費(活動資金)のご協力方法	12	Q&A	19

2022年度の 活動の一例を ご紹介します



近隣支部と合同で 災害救護訓練を実施

大地震を想定し、広域的な支援体制と他機関との連携を確認。秦野市内の避難所で巡回診療とアセスメントを行いました。



「ウクライナ人道危機 写真展」を開催

激化する紛争による避難民を支援するための救援金の役立て方を報告し、日頃からの支援に対し感謝を伝えました。



県内各地域で 救急法等講習を開催

資材貸出とともに、指導員を派遣し救急法等講習を各地域で開催。箱根町では“やさしい日本語”で外国籍住民向けにも心肺蘇生講習を行いました。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

今からおおよそ160年前

スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目のあたりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。

現在、赤十字はそのネットワークを192の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、医療・保健、社会福祉、青少年育成などの幅広い活動を行っています。

アンリー・デュナンの呼びかけによって始まった赤十字は、7つの原則にしたがって行動しています。



アンリー・デュナン



日本赤十字社



日本赤十字社の誕生

1877年の西南戦争では、多くの兵士が傷つき戦野に倒れました。

このとき元老院議員であった佐野常民はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。



日本赤十字社 神奈川県支部の誕生

1887年に「日本赤十字社神奈川県支部」として神奈川県庁内に開設されました。災害救護活動をはじめ、医療活動、救急法の普及、献血、ボランティア活動の推進などの地域に根ざした活動を展開しています。

国際的な赤十字組織

赤十字国際委員会

ICRC: International Committee of the Red Cross

武力紛争時に犠牲者を保護するために、中立的な立場で活動することを認められている機関であり、戦時救護を目的として1863年に設立された最初の赤十字機関です。

国際赤十字・赤新月社連盟

IFRC: International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

1919年に設立された各国の赤十字・赤新月社の連合体である国際機関です。主に災害救護や防災活動、保健衛生事業などの総合調整を行っています。

災害救護事業



いつ起こるか
分からない
災害に備えて
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を15班編成し、5つの倉庫(横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町)に次の救援物資を備蓄しています。

救援物資の例



毛布

保管や配送を考
えて真空パックで
圧縮しています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスク
やウェットティッシュ等の
衛生用品などが収納され
ています。



安眠セット

マットレス・空気
枕・アイマスクな
どが収納されて
います。



援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなど
の身の回りの品を収納し、県
内各市区町村の窓口に配備
しています。火災・風水害な
どの際に配布します。

救急法等の講習



大切な人を
救うため
それはあなたに
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

2021年度講習開催実績		開催回数	参加人数
救急法	救命手当や応急手当の知識・技術を学びます。	339回	8,362人
水上安全法	水難事故防止、おぼれた人の救助の方法について学びます。	15回	357人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法について学びます。	当年度は開催いたしませんでした。	
健康生活支援講習	高齢期を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などについて学びます。	37回	846人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法について学びます。	74回	1,082人

合計465回 10,647人

血液事業



安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体等と協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、8カ所の献血ルームと12台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



国際活動



災害・紛争・病気…
世界中で
苦しむ人を
救うために



192の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。神奈川県支部では、気候変動等レジリエンス強化事業(ルワンダ)、保健医療支援事業(バングラデシュ)、救急法普及支援事業(ラオス)などに取り組みました。

社会福祉事業



社会的支援を必要とする人のために

さまざまな事情により家庭で生活できない子ども、介護が必要な高齢者、障がいを持ち社会的な支援を必要とする方々が、安心して生活を送れるよう、全国で28の社会福祉施設を運営しています。神奈川県内では、視覚障がい者のための総合的な福祉施設である「神奈川県ライトセンター」を運営しています。



白杖での歩行訓練

※神奈川県ライトセンター：神奈川県指定管理者として運営しています。

赤十字ボランティア



赤十字の
使命とする
人道的な活動を
実践しています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから70余年、今では93団、約2万人の奉仕団員が活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、さまざまな活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。



医療事業



皆さまに
信頼される
病院の運営を
目指して



全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院:横浜市の指定管理者として運営しています。

※相模原赤十字病院:相模原市内の診療所(青野原・千木良・藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院

看護師の養成



災害救護や国際救援など
幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院において必要な看護師を確保するための奨学金貸与制度を運用するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

赤十字活動資金の使い道

2021年度決算報告

2023年度事業予算

決算合計

1,150,977,610円

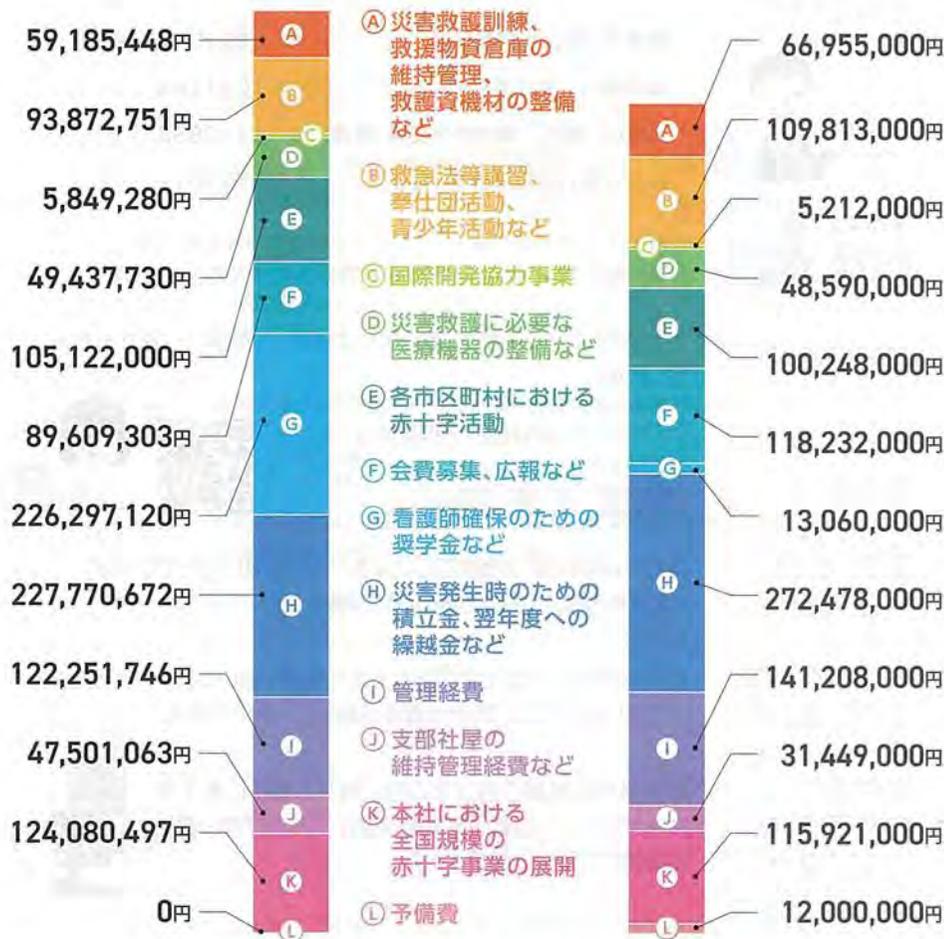
予算合計

1,035,166,000円

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました



皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。

※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

会費(活動資金)のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

地域での ご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

郵便局・銀行 でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。



郵便局(ゆうちょ銀行)	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店(普通)	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通)	1110858
みずほ銀行 横浜支店(普通)	1733012

受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

クレジット カード

2,000円以上の任意の金額
でご協力いただけます。

Webで気軽にすぐできる!

申し込み
フォーム



遺贈・相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。
※相続税の申告の際に必要な証明書を発行できます。

周年記念事業 でのご協力

法人・団体様の大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

寄付金付 自動販売機 でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的にご寄付いただけます。



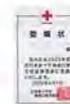
日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

募集方法について (あくまでも一例です)

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動資金)のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

1

委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを
持ち、各ご家庭を訪問します。



委嘱状

会費(活動資金)募集の
業務をお願いしている証。



受領証(10枚つづり)

会費(活動資金)を受領した
際に発行します。

協力会員門標



寄付者の皆さまに
お渡します。

パンフレット



この
冊子です。

チラシ



配布、
または
回覧します。

2

チラシなどで趣旨を説明し、会費(活動資金)を預かり、
受領証を発行します。
なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。

3

各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを
町内会長など(協賛委員)へ引渡します。

4

各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを
各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力を
いただいた方(個人、法人・団体)のことです。

会員として加入いただいた方*には年2回程度、会員誌などをお送りします。

*会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。

また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」とお呼びしています。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

	優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
	住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月～翌年3月) [※]	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定をうけた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
	相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川支部に指定することができます。
法人	指定寄付金 (募集期間 4月～9月) [※]	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
	特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長
感謝状



有功章記(個人)



有功章(個人)



有功章(法人・団体)

金色
有功章

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

銀色
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣
感謝状

会費(活動資金)として4月～翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざしたさまざまな赤十字活動を展開しています。

名称	所在地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区地区	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友 神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	〒232-0024 横浜南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷区地区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1-21-5 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区地区	〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区地区	〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまる・ふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当	044-200-2628
川崎区地区	〒210-8570 川崎市川崎区東田町8 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
川崎地区大師分区	〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 川崎区役所 大師地区健康福祉ステーション 保護課	044-271-0148
川崎地区田島分区	〒210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7 川崎区役所 田島地区健康福祉ステーション 保護課	044-322-1981
幸区地区	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

名称	所在地	電話番号
麻生区地区	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市地区本部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横須賀市地区	〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 地域コミュニティ支援課	046-822-8220
平塚市地区	〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌倉市地区	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤沢市地区	〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所 福祉政策課	0467-82-1111
逗子市地区	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三浦市地区	〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦野市地区	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	〒243-8511 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第2庁舎1階西側 福祉総務課	046-225-2200
大和市地区	〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階 健康福祉総務課	046-260-5604
伊勢原市地区	〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 福祉総務課	0463-94-4718
海老名市地区	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座間市地区	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-8247
南足柄市地区	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-73-8022
綾瀬市地区	〒252-1192 綾瀬市早川1550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉山町分区	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒川町分区	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大磯町分区	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
二宮町分区	〒259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課	0463-75-9289
中井町分区	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪104-1 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大井町分区	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松田町分区	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山北町分区	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開成町分区	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 子育て健康課	0465-84-0327
箱根町分区	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真鶴町分区	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 福祉課	0465-68-1131
湯河原町分区	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-2111
愛川町分区	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
清川村分区	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 保健福祉課	046-288-3861

神奈川県内の 赤十字施設



- 赤十字施設
- 献血ルーム

- 1 日本赤十字社神奈川県支部**
 〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123
- 2 横浜市立みなと赤十字病院**
 〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1
TEL 045-628-6100
- 3 秦野赤十字病院**
 〒257-0017 秦野市立野台1-1
TEL 0463-81-3721
- 4 相模原赤十字病院**
 〒252-0157 相模原市緑区中野256
TEL 042-784-1101
- 5 神奈川県赤十字血液センター**
 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-7
TEL 045-834-4611
- 6 神奈川県赤十字血液センター湘南事業所**
 〒243-0035 厚木市愛甲1837
- 7 神奈川県ライトセンター**
 〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2
TEL 045-364-0023
- 1 横浜駅東口クロスポート献血ルーム**
 〒220-0011 横浜西区高島2-13-2
 横浜駅前共同ビル7階
TEL 045-444-1088
- 2 横浜Leaf献血ルーム**
 〒220-0004 横浜西区北幸1-6-1
 横浜ファーストビル14階
TEL 045-534-7173
- 3 横浜駅西口献血ルーム**
 〒221-0835 横浜市中区鶴屋町2-23-2
 TSプラザビル1階
TEL 045-314-7082
- 4 二俣川献血ルーム**
 〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-2
TEL 045-361-0330
- 5 かわさきルフロン献血ルーム**
 〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-11
 川崎ルフロン9階
TEL 044-245-1857
- 6 みぞのくち献血ルーム**
 〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1
 ノクティプラザ1 10階
TEL 044-813-0311
- 7 クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム**
 〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8
 大安興業ビル4階
TEL 0466-25-8877
- 8 海老名献血ルーム**
 〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1
 VINA GARDENS PERCH 8階
TEL 046-240-8655

赤十字についてのQ&A



Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただきます。会員誌などをお送りします。

たとえば…皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

<p>2,000円で</p> <p>毛布1枚</p>  <p>災害時、避難所などの生活に。</p>	<p>4,000円で</p> <p>援護物資</p>  <p>県内各市町村に配備し、火災・風水害などの被害にあった方にお届けします。</p>	<p>5,000円で</p> <p>緊急セット</p> <p>1セット4人分</p>  <p>避難所生活時に必要となる物が収納されています。</p>
---	--	--

Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で行うのですか？

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

Q. 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部振興課 TEL 045-681-2123(代表)



第2ブロック支部総合訓練での
避難所巡回診療の様子(秦野市)

あなたの**想**いと**行**動が 誰かの**安**心になる

あなたのご寄付は、災害への備えや救急法等の講習普及、
新型コロナウイルス感染症への対応など、カタチを変えて苦しんでいる人の支えとなります。



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

赤十字活動資金の使い道

2021年度決算報告

決算合計 **1,150,977,610円**

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

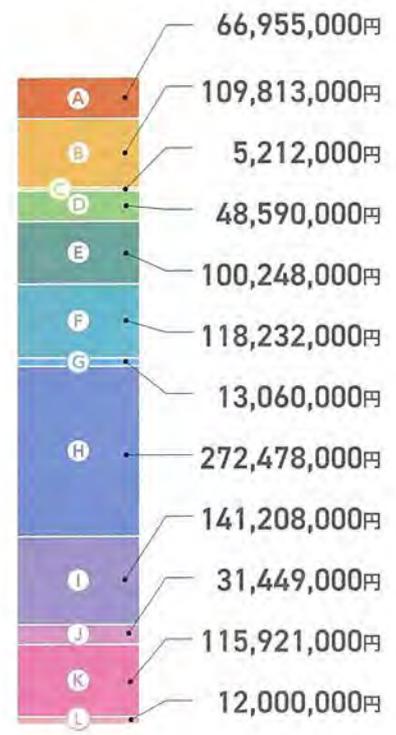


- ① 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など
- ② 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- ③ 国際開発協力事業
- ④ 災害救護に必要な医療機器の整備など
- ⑤ 各市区町村における赤十字活動
- ⑥ 会費募集、広報など
- ⑦ 看護師確保のための奨学金など
- ⑧ 災害発生時のための積立金、翌年度への繰越金など
- ⑨ 管理経費
- ⑩ 支部社屋の維持管理経費など
- ⑪ 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- ⑫ 予備費

2023年度事業予算

予算合計 **1,035,166,000円**

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

Q 寄付の金額に決まりはありますか？

A 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、会員誌などをお送りします。

たとえば・・・
皆さまのご寄付で、
被災者にお届けする
これらの物資を整備
することができます。

2,000円で

毛布1枚

災害時、避難所
などでの生活に。



4,000円で

援護物資

県内各市町村に配備し、
火災・風水害などの被害に
あった方にお届けします。



5,000円で

緊急セット

1セット4人分

避難所生活時に必要とな
る物が収納されています。



Q 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

A **赤十字活動資金とは** 災害救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。

義援金とは

ご寄付の全額を被災された皆さまにお届けします。

救援金とは

海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、
赤十字社・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援活動などに使われます。

日本赤十字社神奈川県支部では、様々な方法でご寄付を受け付けています。

[口座振替 / クレジットカード決済 / 遺贈・相続財産寄付 / 各金融機関でのご寄付]

各地区連合町内会自治会 会長 様

日本赤十字社 神奈川県支部
横浜市地区本部 都筑区地区委員会
参与 工藤 久
(都筑区社会福祉協議会 事務局長)

令和5年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より赤十字事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、例年5月以降を中心として、地域のみなさまのご協力により日本赤十字社会費募集運動を実施しておりますが、令和5年度の実施にあたり、別紙のとおり必要資材の調査をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の取組を進めるなか、大変恐縮ではございますが、次の依頼事項についてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 依頼事項 次の(1)(2)(3)の書類を各自治会町内会長様あてに送付いたしますので、(2)「**令和5年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票**」のご提出をお願いします。
 - (1) 調査依頼文
 - (2) 令和5年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票
 - (3) 日本赤十字社会費募集の流れと使いみち

令和5年度日本赤十字社会費募集運動に必要な資材の数が令和4年度と同数の場合でもご提出をお願いいたします。なお、ご提出のない場合は、昨年度と同数分の資材をお送りさせていただきますのでご了承ください。

- 2 提出先 日本赤十字社 都筑区地区委員会（都筑区社会福祉協議会内）
- 3 提出期限 **令和5年4月17日（月）**

※ FAX又はEメールにてご返送いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】
日本赤十字社 都筑区地区委員会
(横浜市都筑区社会福祉協議会内)
担 当：鮎澤 浅賀
TEL：943-4058
FAX：943-1863
メール：info@tuzuki-shakyo.jp

自治会町内会 会長 様

日本赤十字社 神奈川県支部
横浜市地区本部 都筑区地区委員会
参与 工藤 久
(都筑区社会福祉協議会 事務局長)

令和5年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より赤十字事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、例年5月以降を中心として、地域のみなさまのご協力により日本赤十字社会費募集運動を実施しておりますが、令和5年度の実施にあたり、別紙のとおり必要資材の調査をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を進めるなか、大変恐縮ではございますが、次の依頼事項についてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 依頼事項 「令和5年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票」の提出
※ 令和4年度と同数の場合でもご提出をお願いいたします。
なお、ご提出のない場合は、自治会町内会会長様あてに昨年度と同数分の資材をお送りさせていただきますのでご了承ください。
- 2 提出先 日本赤十字社 都筑区地区委員会（都筑区社会福祉協議会内）
- 3 提出期限 **令和5年4月17日（月）**
※FAX又はEメールにてご返送いただきますようお願いいたします。
なお、ご提出が遅れる場合にはご相談ください。
- 4 添付書類 ・ 令和5年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票
・ 日本赤十字社会費募集の流れと使いみち
- 5 その他 ・ **Eメールでご提出していただく場合には、メール本文に必要事項を記載いただくか、調査票の写真を添付し、ご回答をお願いします。**
・ 調査票のデータが必要な場合は、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

※必要資材の発送につきましては、5月下旬頃を予定しております。

【お問い合わせ先】
日本赤十字社 都筑区地区委員会
(横浜市都筑区社会福祉協議会内)
担 当：鮎澤 浅賀
TEL：943-4058
FAX：943-1863
メール：info@tuzuki-shakyo.jp

令和5年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票

見本

《番号》 《自治会名》

(1) 資材調査について

令和5年度日本赤十字社会費募集運動に必要な資材数が、令和4年度発送資材数と変更がない場合でも、必要数をご記入のうえご提出ください。

封筒	チラシ	受領証 (1冊10名分)
必要・不要	必要・不要	必要・不要
枚	枚	冊
(令和4年度発送資材数 《封筒数》 枚)	(令和4年度発送資材数 《チラシ数》 枚)	(令和4年度発送資材数 《受領証数》 冊)

(2) 資材の送付先について

下記に送付先をご記入ください

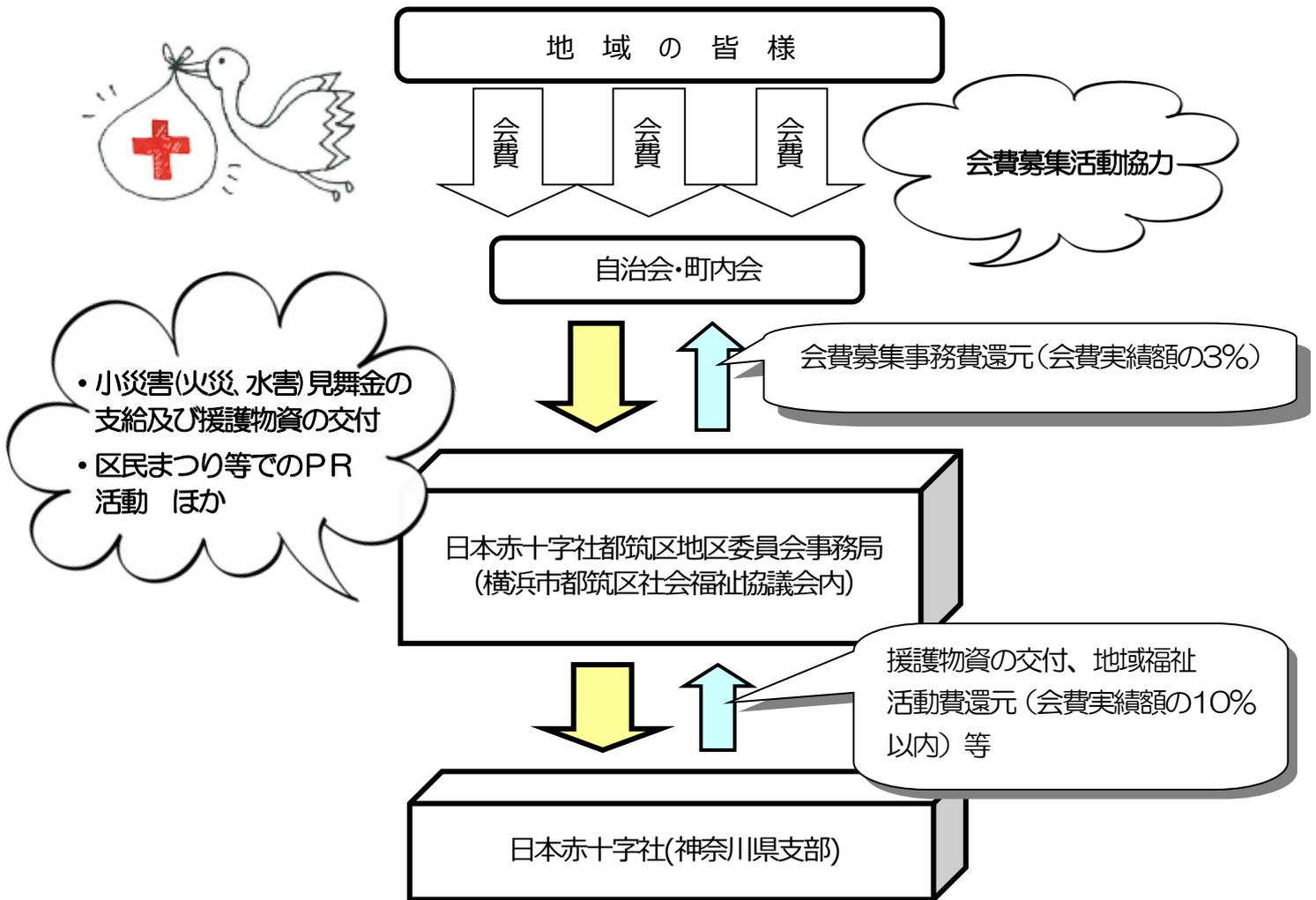
※資材は令和5年5月下旬に発送いたします。

送付先 資材	住所	〒224- 横浜市都筑区		
	氏名	TEL	()	
		FAX	()	・同上

(3) 記入者氏名 : _____ (役職 : _____) 電話番号 : _____

令和5年4月17日(月)までにご返送いただきますようお願いいたします。

赤十字会費の流れと使いみち



◆災害救護活動◆

今後起こると予測される災害に備え、医療救護班等の教育訓練や各種救護資機材の整備に活用されます。

◆救急法、家庭看護法等の講習◆

一人でも多くの方の尊い命を守るために、救急法などの各種講習会の普及に活用されます。

◆国際活動◆

赤十字は、国際的なネットワークを活かし、共通の理念のもとに国境を越えて人道的な活動を行っています。

赤十字では、これらの活動の他に、医療事業、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字事業、福祉事業など、地域に根ざしたさまざまな活動を展開しています。



自治会町内会会長 各位

都筑区選挙管理委員会事務局

統一地方選挙における「選挙公報」の配布に関する連絡等について(協力依頼)

日頃より各種選挙の執行に御協力、御支援を賜り深く御礼申し上げます。

令和5年4月9日(日)執行の統一地方選挙(市議会議員・県議会議員・県知事)について、当日投票所の運営や選挙啓発ポスターの掲示などに御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、候補者の氏名、経歴等を掲載した「選挙公報」については、投票日2日前までに各世帯へ配布することとなっております。今回の統一地方選挙は、告示日から投票日までの期間が短く、極めて短期間での対応となることから、万が一未配布の世帯や地域が発生した際には、いち早く把握し、速やかな配布を行うよう対策を講じることが大変重要と考えております。

つきましては、区連会1月定例会の依頼事項でもお願いいたしましたが、次のことにつきまして、御協力、御支援を賜りますようあらためてお願い申し上げます。

御依頼事項

○未配布世帯等への選挙公報(予備)の手渡し

選挙公報が業者から区役所に納品され次第、直ちに各会長のご自宅に各10部を予備として送付させていただきます(4月3日頃郵送予定)。

※最新の名簿を基に郵送しますが、会長交代により前会長に届いた場合は、新会長へお渡しいただきますようお願いいたします。

原則、未配布世帯への配布は区選挙管理委員会が対応するものですが、投票日の2日前(4月7日(金)午後5時)までに町内の世帯に配布されていないとの御連絡が会長にあった場合は、可能な範囲で、会長から未配布世帯へ予備分をお渡しいただくようお願いいたします。

また、お手数ですが、未配布世帯があった場合、速やかに区選挙管理委員会へ御連絡いただきますようお願いいたします。

選挙公報の未配達防止策として、委託事業者への配布状況確認を徹底するほか、配布の補完として、区内地区センター、スポーツセンター等への据え置きやホームページからの閲覧を可能とするなど、改善に努めてまいります。

選挙公報は、準備が整い次第に横浜市ホームページ(右のQRコード)からも閲覧できます。



都筑区選挙管理委員会
担当：山田、海野
電話：948-2215

地区連合町内会自治会会長 各位

都筑区スポーツ推進委員連絡協議会
会長 森 芳則

第23回都筑区グラウンドゴルフ大会への選手推薦について

日ごろより、スポーツ推進委員の活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて本会では、軽スポーツの普及による健康の増進と地域スポーツの振興・発展、及び、各地区間の交流を図るため、今年度もグラウンドゴルフ大会を開催いたします。

つきましては、各連合より参加選手のご推薦をお願いいたします。

1 開催日時

令和5年6月4日（日） 予備日：6月11日（日）
午前9時～（予定）

2 会場

J Aきたグラウンド

3 推薦人数

1チーム6名を1～2チーム（合計6名・12名）
※ 中学生以上、性別は問いません。

4 推薦方法・期限

別添推薦用紙にご記入のうえ、令和5年4月17日（月）までに都筑区地域振興課にご提出ください。ご提出方法は窓口持参、FAX、E-Mail のいずれかをお願いいたします。

※推薦用紙をE-Mailでご希望の方は以下の問合先までお申し付けください。

5 参加料

1チームあたり3,000円

※参加費は大会当日受付時にお渡しください。

6 その他

大会の詳細につきましては、後日、各チーム代表者あて案内を送付いたします。
また、いただいた個人情報については、大会運営事務処理においてのみ使用します。

7 主催

都筑区スポーツ推進委員連絡協議会

8 問合先及び提出先

都筑区役所地域振興課区民活動係
スポーツ推進委員担当：深澤、間野
電話 948-2235 FAX 948-2239
Email:tz-sports@city.yokohama.jp

第 23 回都筑区グラウンドゴルフ大会参加チーム推薦書

- 開催日 令和5年6月4日(日) 9:00～
予備日6月11日(日)
- 会場 JAきたグラウンド
- 推薦期限 4月17日(月)までにご提出ください。
- 提出先 都筑区役所地域振興課 深澤、間野
FAX: 948-2239 電話: 948-2235
E-Mail: tz-sports@city.yokohama.jp

記入日: 月 日

チーム名		
連合自治会・町内会名		
チーム代表者 ※チーム連絡先	氏名	ふりがな
	住所	〒 都筑区
	電話	
	FAX	
	携帯電話番号	
	メンバー	(ふりがな) 氏名
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

※氏名は楷書で記入し、必ずふりがなも記入してください。

第23回都筑区グラウンドゴルフ大会実施要綱

- 1 日時 令和5年6月4日(日) ※雨天予備日6月11日(日)
受付 8時15分～45分(時間厳守)
開会 9時00分～終了 12時00分(予定)
※雨天中止の場合は、当日7時頃から7時15分頃までに、チーム責任者にご連絡します。お手数ですが、チーム責任者から各参加者への連絡をお願いします。
- 2 会場 JAきたグラウンド(予備日も同じ会場)
- 3 参加チーム数 各地区2チームまで
※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からチーム数を減らしております。
- 4 チーム編成 6名(中学生以上 男女問わず)
- 5 参加費 1チームあたり3,000円
※当日受付時にお支払いください。

6 大会概要

- (1) 競技方法 チーム戦。16ホール・ストロークプレー
- (2) 表彰(大会の最後に表彰式を予定しています。)
- (ア) 団体表彰(1位・2位・3位に賞状と賞品を贈呈します。)
- (イ) 個人表彰(1位・2位・3位、5位、10位、ブービー賞の方に賞状と賞品を贈呈します。)
- ※ 今年から個人賞についても男女混合とさせていただきます。
また、個人賞は同点者がいた場合、下記の手順で順位を決定します。
- ① 成績の内訳でホールインワンが多い方を優位とする。(ホールインワン数が同じ場合は、1打の数が多い方が優位、それでも同点の場合、2打数、3打数…と優位者が決まるまで成績を比較する。)
- ② ①の手順で優位者が決まらない場合(成績の内訳が同じ場合)、くじ引きで決定する。
- (3) ルール
- (ア) チームの合計ストローク数の少ない順に1位、2位、・・・とします。
- (イ) チームの合計ストローク数が同じ場合、最小ストロークを記録した個人がいるチームを上位とします。
- (ウ) 当日、チームが都合により定員に満たない場合は表彰対象外とします。(ゲームにはご参加いただけます。)
- (エ) OBゾーンは設けません。但し、センターライン及び周囲の境界線を越えた場合は1打付加し、境界線と交差した地点からプレーしてください。
- (オ) プレーヤーは、プレーの妨げになるボールを、第1打から一時的に取り除くことができます。
- (カ) 競技用具(スティック・ボール)は個人専用の使用を認めますが、管理は個人の責任で行ってください。貸与したボールマーカは、必ず審判に返却してください。
- (キ) 当日の受付までは参加者の変更は認めますが、受付後の変更は表彰の対象外とします。
- (ク) その他のルールについては、グラウンドゴルフのルールに準じます。

7 駐車場

車をご利用の場合は隣接の駐車場をご利用ください。なお、駐車台数に限りがございますのでご了承ください。

8 ごみ

各自の飲み物等のゴミは、必ずお持ち帰りください。

9 その他

- ・ 当日は傷害保険には加入しますが、ケガなどのないよう各自で十分お気をつけください。
- ・ 会場は日陰が少ないため、熱中症などの暑さ対策をお願いいたします。

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長

都筑区地域振興課長

自治会町内会現況届及び地域活動推進費補助金等について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、次のとおり送付いたしますので、必要事項を記入のうえ、御提出をお願いします。

1 提出書類

(1) 自治会町内会現況届

ア 自治会町内会現況届

※ 加入世帯数については総会資料等に記載し、会員の合意を得てください。

イ 広報送付先一覧表（広報送付先が複数の場合）

提出期限 令和5年5月1日（月） 各地区連合町内会長あて

※ 連合ごとに取り纏めの上、地域振興課に令和5年5月31日（水）までに御提出をお願いいたします。

※ 現況届を元に、区連会の資料配送先を変更いたします。（6月予定）

それまでは現在の配送先に届きますので、御承知おきください。

年度途中で会長など役員の改選が行われた場合は、区役所へ再提出をお願いします。

※ 現況届に記載された情報は、市政及び区政の事業推進のために、以下の団体に提供する場合があります。提供先の各機関においても、提供された目的のためだけに利用し、それ以外に利用することのないよう徹底いたします。

【提供先】

横浜市、国・県の行政機関や関連機関等

※詳細は、現況届表面【個人情報を含む現況届記載事項の取扱い】欄に記載のとおりです。

※ 上記の他に、入居予定者へ自治会町内会をご案内する不動産会社や、自治会町内会区域内で工事予定の業者からの問合せ等が多くなっています。このような問い合わせに対しては、事前承諾に基づき回答しますので、現況届表面の「情報提供に関する事前承諾①・②」に御記載をお願いします。

※ 自治会町内会名・会長名・法人格取得の有無につきましては、共通の**公表項目**です。

裏面あり

(2) 令和4年度地域活動推進費補助金精算関係

※ 令和4年度に補助金を申請した自治会町内会は必ず御提出ください。

- ア 補助金活動実績報告書（第6号様式）
- イ 事業実績報告書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）
- ウ 収支決算書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）
- エ 領収証その他支出を証する書類の写し（※1件10万円以上の支出がある場合のみ）

提出期限 令和5年8月31日（木）地域振興課あて

間に合わない場合は御一報ください。

(3) 令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請関係

- ア 補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）
- ウ 収支予算書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）
- エ 団体の規約（※変更があった場合のみ）
- オ 自治会町内会の支払名義の防犯灯電気料金等領収証等（令和5年4月分）の写し
- カ 自治会町内会の支払名義の電気料金集約分内訳表（令和5年4月分）の写し
（※オ及びカについては、地域防犯灯維持管理費補助金を申請する自治会町内会のみ）

提出期限 令和5年8月31日（木）地域振興課あて

間に合わない場合は御一報ください。

2 添付資料

- (1) 1(1)～(3)の様式
- (2) 令和5年度 地域活動推進費 事務の手引（市民局作成）
- (3) 令和5年度 地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引（市民局作成）

3 提出先・提出方法

御持参・御郵送・Eメール（tz-chishin@city.yokohama.jp）いずれかの方法で
都筑区役所地域振興課（〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央3-2-1）まで御提出ください。

4 その他注意事項

- (1) 事業計画書（事業実績報告書）、収支予算書（収支決算書）については、総会での承認等、会員の承認を得る必要があります。
- (2) 申請様式は、3月下旬より下記ホームページからダウンロードできますので、御活用ください。エクセルもしくはワード形式に入力いただき、データにて御提出いただけます。

ア 横浜市ホームページ

トップページ > 都筑区>暮らし・総合 > 市民協働・学び>協働・支援 > 自治会町内会> 自治会町内会支援事業（各種補助金及び現況届等）

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/jitikaishien.html

イ 都筑区連合町内会自治会ホームページ

URL：<https://tuzuki-kurenkai.net/index.html>

都筑区役所地域振興課地域振興係
自治会町内会担当
Tel：948-2231 Fax：948-2239
tz-chishin@city.yokohama.jp

都筑地振第2042号
令和 5年 3月20日

自治会町内会長 各位

都筑区地域振興課長

都筑区地域防犯活動助成金について（お知らせ）

春暖の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、都筑区の防犯活動に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

都筑区では、自主防犯活動を実施する団体に対して「都筑区地域防犯活動助成金」（以下、「助成金」という。）を交付しています。

令和 4 年度に助成金の交付を受けた場合及び令和 5 年度に助成金の交付を希望する場合は、下記の申請書類を御提出くださいますようお願いいたします。

1 提出書類

（1）令和 4 年度に助成金の交付を受けた場合

- ア 令和 4 年度 地域防犯活動結果報告書（第 6 号様式）
- イ 令和 4 年度 地域防犯活動収支決算書（第 7 号様式）

（2）令和 5 年度に助成金の交付を希望する場合

- ア 令和 5 年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書（第 1 号様式）
 - イ 令和 5 年度 地域防犯活動実施計画書（第 2 号様式）
 - ウ 令和 5 年度 地域防犯活動収支予算書（第 3 号様式）
 - エ 令和 5 年度 地域防犯活動助成金請求書（第 5 号様式）
 - オ 青色回転灯を使用したパトロール用車両の自動車検査証（車検証）の写し（※）
 - カ 青色回転灯を使用したパトロール用車両の自動車税納税証明書の写し（※）
- ※ 青色回転灯を使用したパトロール用車両に対する助成を希望する場合に、台数分の提出をお願いします。

2 提出期限

R4 実績報告書類・R5 交付申請書類ともに：令和 5 年 8 月 31 日（木）

※ 提出期限内に提出できない場合は、下記の 3 提出先（連絡先）まで御連絡ください。

3 提出先（連絡先）

都筑区役所 地域振興課 地域振興係

都筑区茅ヶ崎中央 3 2 - 1 電話：9 4 8 - 2 2 3 4

メールアドレス：tz-chishin@city.yokohama.jp

（返信用封筒にて郵送あるいはメールで御提出ください。窓口でもお受けします。）

4 送付書類

(1) 手引き・記入例

- 都筑区地域防犯活動助成金の手引き
- 【記入例】令和4年度 報告関係書類（第6・7号様式関係）
- 【記入例】令和5年度 申請関係書類（第1～3号・5号様式関係）

(2) 各種様式

ア 令和4年度 報告関係書類

- 令和4年度 地域防犯活動結果報告書（第6号様式）
- 令和4年度 地域防犯活動収支決算書（第7号様式）

イ 令和5年度 申請関係書類

- 令和5年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書（第1号様式）
- 令和5年度 地域防犯活動実施計画書（第2号様式）
- 令和5年度 地域防犯活動収支予算書（第3号様式）
- 令和5年度 地域防犯活動助成金請求書（第5号様式）

5 その他

要綱・各種様式データは、3月下旬より次のwebページからダウンロードできます。

○横浜市トップページ > 都筑区 > 暮らし・総合 > 市民協働・学び > 協働・支援 > 自治会町内会 > 自治会町内会支援事業（各種補助金及び現況届等）

○都筑区連合町内会自治会 > 様式ダウンロード

※令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

都筑区地域振興課地域振興係

防犯担当

電話：948-2234

ファックス：948-2239

メール：tz-chishin@city.yokohama.jp

都筑区地域防犯活動助成金の手引き



1 都筑区地域防犯活動助成金の概要

地域住民が連携し、自らの地域は自ら守り犯罪のない明るい街づくりを推進する地域防犯活動に取り組む団体に対して交付する助成金です。助成対象団体は自治会町内会及び青色回転灯を使用した自主防犯パトロール隊です。

2 助成対象となる活動等

助成対象となる活動等は以下の通りです。

- (1) 地域防犯に関する実践活動
- (2) 地域防犯を推進するための普及啓発活動
- (3) その他地域防犯を推進するために必要な活動
- (4) 青色回転灯を使用した自主防犯パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）に使用する車両の運用・管理に伴うもの

※自治会町内会だけでなく連合町内会やその他の団体が実施するパトロール隊の車両の運用・管理に伴うものも対象

※防犯灯の電気料金、灯具の点検・修理、蛍光灯の交換は「地域防犯灯維持管理費補助金」で補助されているので対象外

3 助成金額

- (1) 自治会町内会

3万8千円を上限額とし、青色回転灯を設置した車両により防犯パトロールを実施する場合は、車両1台につき6千円を上限に追加できます。

- (2) パトロール隊

青色防犯パトロールに使用する車両1台につき6千円を上限額とします。

4 交付申請手続き

助成を受けようとする団体は、**令和5年8月31日（木）**までに都筑区地域振興課地域振興係（Tel 9 4 8 - 2 2 3 4）に、必要事項を記入した申請書類を提出してください。

令和4年度に助成金を交付された団体は、**令和5年8月31日（木）**までに実績書類を提出してください。書類の提出は区役所窓口まで御持参または御郵送またはEメールでお願いします。

申請書・報告書の記入例を御参照いただき御記入をお願いいたします。

修正液を使用した申請書等はお受けしかねますので、二重線により消して押印の上、訂正していただきますようお願いいたします。訂正した場合はご持参あるいは御郵送をお願いします。

なお、申請等が締切日より遅れる場合は地域振興課まで御連絡ください。

電話（9 4 8 - 2 2 3 4）メール（tz-chishin@city.yokohama.jp）

5 助成の決定と助成金の交付

助成の決定につきましては、申請の締め切り後に書類審査を行い、申請書類が適正と認められた場合は、交付決定通知書を発行します。（9月～11月頃を予定）

交付決定通知書を受領後、請求書の御提出をお願いします。（請求書の提出については、交付決定通知書を送付する際に御案内いたします。）

請求書類が届き審査確認ができ次第、助成金を交付します。（10～12月頃を予定）

6 経費の明瞭化

助成を受ける団体は、防犯活動に関する経理を他の経理と区分し、収支簿を作成することで、活動助成金の使途について明らかにしておく必要があります。区役所が必要と判断した場合は、この収支簿の写しなどをいただく場合もあります。

助成金の交付を受けて実施した活動に関する書類は、年度ごとに整理して5年間大切に保管してください。この間、区役所から求められた場合に提示できるようにしておいてください。

7 活動の報告及び余剰金の返還

助成金を受けた団体は、活動終了後に活動結果報告書及び収支決算書を提出していただきます。経費支出が助成金を下回った場合や、活動内容等に虚偽のあった場合は、助成金の一部又は全部を返還していただく場合もあります。

8 情報の開示

区役所に提出した書類について、市民の方から情報公開請求があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて、公開することとなります。

9 その他

様式が同じであれば、パソコンなどで書類を作成・印刷したものを提出していただいても構いません。

※ 電子データが必要な場合は、都筑区地域振興課のホームページから申請書類をダウンロードすることができます。

10 申請書等の提出先・問い合わせ先

都筑区役所 地域振興課 地域振興係

（〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1）

【電話】 948-2234

【FAX】 948-2239

【Email】 tz-chishin@city.yokohama.jp



第1号様式（第5条第1項）

令和5年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書

年 月 日

都 筑 区 長

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

(担当者名)

(担当者電話番号)

地域防犯の推進のため、活動を実施したいので、経費の助成を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び都筑区地域防犯活動助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥ _____ . -

(内訳) 自治会町内会が助成を受けようとする額
¥ _____ . -
青色回転灯を使用した自主防犯パトロール隊が助成を受けようとする額
¥ _____ . -

※ この書類及び下記の添付書類は、横浜市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

2 添付書類

- (1) 地域防犯活動実施計画書
- (2) 地域防犯活動収支予算書
- (3) 青色回転灯を使用した防犯パトロール用車両の自動車検査証（車検証）の写し
- (4) 青色回転灯を使用した防犯パトロール用車両の自動車税納税証明書の写し
- (5) その他区長が必要とする書類

第2号様式（第5条第1項）

令和5年度 地域防犯活動実施計画書

団体 _____

項 目	予定実施月日	内 容

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	説明
区助成金		うち青色回転灯を設置した車両 台分
収入合計		

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	説明
支出合計		

※ この書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

第5号様式（第7条）

令和5年度 都筑区地域防犯活動助成金請求書

年 月 日

都 筑 区 長

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

※口座名義人と請求者が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

都筑区地域防犯活動助成金を次のとおり請求します。

¥ _____ . -

(振込先) 金融機関名・支店名

預金種目 (1) 普通 (2) 当座

口座番号

口座名義 (カナ)

(※「ツヅキクチョウナイカイ ツヅキタロウ」などフリガナ部分を正確に記入してください)

請求者（団体代表者）と振込先名義人（口座名義）が異なる場合

上記口座番号に振込をお願いします。

請求者（団体代表者）

印

第6号様式（第10条第1項）

令和4年度 地域防犯活動結果報告書

年 月 日

都 筑 区 長

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

項 目	実施月日	内 容

※ この書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

令和5年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書

令和5年 ●月●●日

都 筑 区 長

(所在地) 都筑区○○町△△-▲

(団体名) ○○町内会

(代表者名) ○○ ○○

(担当者名) △△ △△

(担当者電話番号) ●●●-●●●●

地域防犯の推進のため、活動を実施したいので、経費の助成を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び都筑区地域防犯活動助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥ **44,000.** -

(内訳) 自治会町内会が助成を受けようとする額
¥ **38,000.** -
青色回転灯パトロール隊が助成を受けようとする額
¥ **6,000.** -

※ この書類及び下記の添付書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

2 添付書類

- (1) 地域防犯活動実施計画書
- (2) 地域防犯活動収支予算書
- (3) 青色回転灯を使用した防犯パトロール用車両の自動車検査証（車検証）の写し
- (4) 青色回転灯を使用した防犯パトロール用車両の自動車税納税証明書の写し
- (5) その他区長が必要とする書類

地域活動推進費の添付書類に当該内容が確認できれば添付省略で出来ます。

令和5年度 地域防犯活動実施計画書

団体名 〇〇町内会

項目	予定実施月日	内容
パトロール会議	毎月第2水曜日	パトロールの経路、日程などを決定する会議の開催
防犯パトロール	毎月10日間	地域内のパトロール（1回につき1時間程度）
子どもパトロール	毎月1回	地域内の児童たちと一緒にパトロールを実施
防犯講習会	10月30日	地域内の住民を対象に、防犯の心得を教えるための講習会を開催予定
常夜灯運動啓発	通年	地域の防犯力を高めるため、夜間に地域内の住民に門灯などを点灯し続けてもらう取組。ポスターや班回覧などで啓発活動を行う。

記入例

①、⑤の金額は、地域活動推進費補助金の収支予算書のそれぞれの金額と同じにしてください

第3号様式（第5条第1項）

令和5年度 地域防犯活動収支予算書

団体名 〇〇町内会

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	説明
区助成金	44,000	うち青色回転灯を設置した車両 1 台分 ①
町内会からの繰入金	2,000	不足分を町内会費から繰り入れ ②
収入合計	46,000	③

① + ② = ③としてください。
③収入合計と⑤支出合計は同額になるようにしてください。

2 支出

項目	予算額	説明
会議費	10,000	会場借上費、茶菓代 啓発ちらしの印刷 防犯グッズ（懐中電灯、ベスト） ガソリン代 ④
印刷費	10,000	
消耗品費	18,000	
パトロール経費	8,000	
支出合計	46,000	⑤

※ この書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません

第5号様式（第7条）

令和5年度 都筑区地域防犯活動助成金請求書

年月日は交付決定後にこちら
で日付を入れます

都 筑 区 長

（所在地）都筑区〇〇町△△-▲

（団体名）〇〇町内会

（代表者名）〇〇 〇〇

※口座名義人と請求者が異なる場合、
請求者の押印が必要です。

都筑区地域防犯活動助成金を次のとおり請求します。

¥ 46,000 . -

（振込先）金融機関名・支店名 ■■銀行 ■■支店

預金種目 (1) 普通 (2) 当座

口座番号 1234567

口座名義（カナ） マルマルチョウナイカイ カイチョウ マルマルマルマル

（※「ツヅキクチョウナイカイ ツヅキタロウ」などフリガナ部分を正確に記入してください）

請求者（団体代表者）と振込先名義人（口座名義）が異なる場合

上記口座番号に振込をお願いします。

請求者と振込先名義人が異なる
場合は記載をお願いします。

請求者（団体代表者）

印

この書類は、令和4年度に助成金の交付を受けている団体のみ、提出が必要です。

記入例

第6号様式（第10条第1項）

令和4年度 地域防犯活動結果報告書

令和5年 月 日

都 筑 区 長

(所在地) 都筑区〇〇町△△-▲

(団体名) 〇〇町内会

(代表者名) 〇〇 〇〇

項目	実施月日	内容
パトロール会議	毎月第2水曜日	パトロールの経路、日程などを決定する会議の開催
防犯パトロール	毎月10日間	地域内のパトロール（1回につき1時間程度）
子どもパトロール	毎月1回	地域内の児童たちと一緒にパトロールを実施
防犯講習会	10月20日	地域内の住民を対象に、防犯の心得を教えるための講習会を開催
常夜灯運動啓発	通年	地域の防犯力を高めるため、夜間に地域内の住民に門灯などを点灯し続けてもらう取組。ポスターや班回覧などで啓発活動を行った。 ※ 常夜灯運動の協力者が3割ほど増加

※ この書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

①、⑤の金額は地域活動推進費の収支決算書のそれぞれの金額と同じにしてください

記入例

第7号様式（第10条第1項）

令和4年度 地域防犯活動収支決算書

この書類は、令和4年度に助成金の交付を受けている団体のみ、提出が必要です。

団体名 〇〇町内会

(単位：円)

項目	決算額	説明
区助成金	44,000	うち青色回転灯を設置した車両 1 台分 ①
町内会からの繰入金	2,000	不足分を町内会費から繰り入れ ②
収入合計	46,000	③

①+②=③としてください。
③収入合計と⑤支出合計は同額になるようにしてください。

2 支出

項目	決算額	説明
会議費	10,000	会場借上費、茶菓代
印刷費	10,000	啓発ちらしの印刷
消耗品費	18,000	防犯グッズ（懐中電灯、ベスト）
パトロール経費	8,000	ガソリン代 ④
支出合計	46,000	⑤

※ この書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月25日横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

自治会町内会長 各位

都筑区総務課長

令和5年度「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

送付書類

- (1) 令和5年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和5年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (3) 令和4年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

【連絡事項】

◎従来から区地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書[※]）・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費補助金の添付書類としても使用します。申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで受理となります。

※事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

◎区地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途、予算・決算書類等の提出が必要になります。

◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

令和5年度「町の防災組織」活動支援事業について

日ごろから本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度も引き続き、地域防災力の向上を図るため、「町の防災組織」

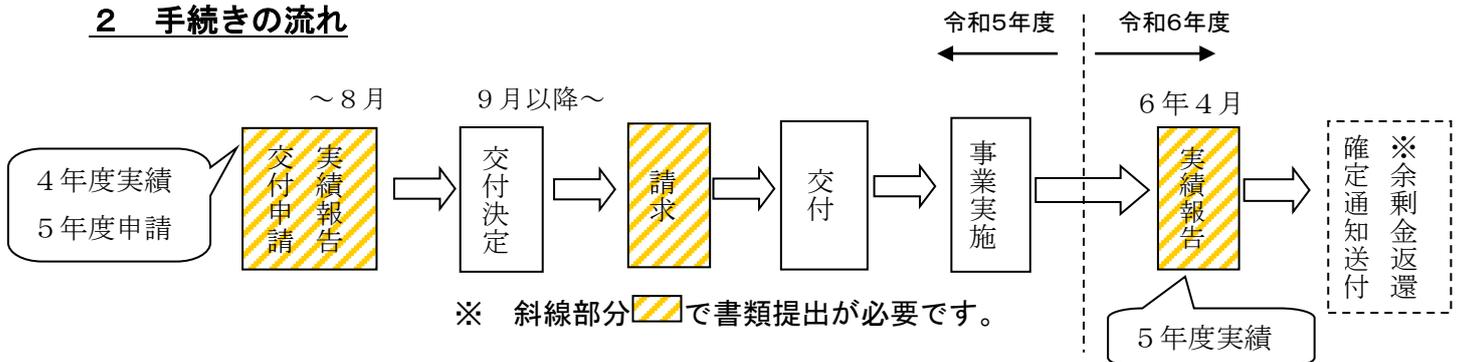
(自主防災組織)を結成している自治会町内会等の自主防災活動を推進いただくためのご支援を行います。

1 事業概要

自治会町内会等が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等にかかる活動費について、1世帯あたり160円を上限として補助いたします。

(詳しくは、各自治会町内会に送付いたします手引きを御覧ください。)

2 手続きの流れ



《提出締切》
4年度実績報告 } 令和5年8月31日(木)
5年度交付申請 }

【※余剰金が生じた場合】

3 書類作成にあたって

書類作成の際には、各自治会町内会に送付いたします「町の防災組織活動費補助金事務の手引き」を御参考の上、御記入ください。

必ず最新の様式を御使用いただきますようお願いいたします。

4 その他

各自治会町内会への通知文(本件書面一式)と「町の防災組織活動費補助金事務の手引き」を同封して送付いたします。

担当：都筑区総務課 中村、小野

TEL 045-948-2212

FAX 045-948-2208



区連会 3月定例会説明資料
令和5年3月20日
都筑区福祉保健課

都筑区災害時要援護者支援事業補助金 令和5年度申請及び令和4年度精算のご案内について

都筑区では、災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」について、各地区の取組を支援するため、補助金を交付しております。

つきましては、令和5年度に事業を実施する地区からの補助金の申請及び、令和4年度に交付した補助金の精算についてご案内いたします。

1 令和5年度補助金の申請について

令和5年度の補助金を申請される地区につきましては、次のとおり申請手続きをお願いいたします。

(1) 申請書提出期限

令和5年8月31日(木)

(2) 提出先

都筑区役所福祉保健課事業企画担当 (tz-tifuku@city.yokohama.jp)

(3) 提出書類

- ア 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- イ 都筑区災害時要援護者支援事業計画書(第2号様式)
- ウ 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書(第3号様式)
- エ 団体の規約、定款等(昨年度すでにご提出していただいている場合で、変更がなければ提出の必要はありません。)
- オ 団体の収支予算に関する書類

(4) 補助金交付決定後の手続き(提出書類)

- ア 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書(補助金交付決定時に都筑区役所より発行)の写し
- イ 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書(第6号様式)

2 令和4年度補助金の精算について

令和4年度に補助金を申請した地区につきましては、次のとおり精算手続きをお願いいたします。

(1) 精算書提出期限

令和5年4月28日(金)

(2) 提出先

都筑区役所福祉保健課事業企画担当 (tz-tifuku@city.yokohama.jp)

(3) 提出書類

ア 都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書（第7号様式）

イ 都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書（第8号様式）

ウ 支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写し

※ただし、1件の金額が10万円未満のものに係る領収書は、その提出を省略することができます。

3 その他

(1) 令和5年度の補助金については、予算案が横浜市会で議決されることが実施の条件となります。

(2) 提出に必要な各様式について、次ページ以降に添付しておりますのでご覧ください。

なお、区HPにWordデータを掲載していますので、適宜ダウンロードのうえご活用願います。



https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/fukushi_kai/go/chiikifukushi/saigai-shien/tuzukisonae.html

問い合わせ先：福祉保健課事業企画担当		
担	当	：林、那須
T	E	L：948-2344
F	A	X：948-2354
E m a i l：tz-tifuku@city.yokohama.jp		

(第1号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所
団体名
会 長
(問い合わせ先) 担当者
電 話

都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書

都筑区災害時要援護者支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額

¥ _____

2 添付書類

- (1) 都筑区災害時要援護者支援事業計画書 (第2号様式)
- (2) 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書 (第3号様式)
- (3) 団体の規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 団体の収支予算に関する書類

※この書類及び添付書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(第2号様式)

都筑区災害時要援護者支援事業計画書

1 事業の ねらい・目標	
2 今年度の 活動内容	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 要援護者の把握に関する活動<input type="checkbox"/> 要援護者の訪問に関する活動<input type="checkbox"/> 要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する活動<input type="checkbox"/> 要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する事務 <p>※当てはまる活動にチェックしてください。</p>
3 今年度の活動の 日程・内容の詳細	
4 備 考	

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

(第3号様式)

都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書

収入合計 　　¥ _____

支出合計 　　¥ _____

1 収入の部

項 目	金 額
・ 市補助金	円
・	円
・	円
合 計	円

2 支出の部

項 目	説 明	金 額
要援護者の把握に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の訪問に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する経費	・ ・ ・ ・ ・	円 円 円 円 円
その他 (自主事業)	・	円
合計		円

※それぞれの説明の項目に具体的な内容を記入してください。

(第6号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所
団体名
会 長
(問い合わせ先) 担当者
電 話

都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書

年 月 日都筑福第 号により決定通知のありました
都筑区災害時要援護者支援事業補助金を次のとおり請求します。

請求額 _____ 円

上記請求に係る補助金は、下記の口座に振込みをしてください。

金融機関名								支店
種 別	普通・当座	口座番号						
口座 名 義	フリガナ							
	氏 名							

※振込先が代表者以外の口座の場合は、下記の委任状欄も記入してください。

_____ 委任状 _____
委任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

私は下記の者を代理人と定め受領の権限を委任します。

受任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(第7号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所

団体名

会 長

(問い合わせ先) 担当者

電 話

都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書

年 月 日都筑福第 号で交付決定の通知を受けた、都筑区
災害時要援護者支援事業補助金の対象事業の実績について、関係書類を添えて
次のとおり報告します。

事業名（名称）	実施年月日	参加者数	主な内容等

(第8号様式)

都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書

収入合計 　　¥ _____

支出合計 　　¥ _____

1 収入の部

項 目	金 額
・ 市補助金	円
・	円
・	円
合 計	円

2 支出の部

項 目	説 明	金 額
要援護者の把握に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の訪問に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する経費	・ ・ ・ ・ ・	円 円 円 円 円
その他 (自主事業)	・	円
合計		円

※ 1 件の支出が 10 万円以上の場合は、支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写しを添付してください。

善意銀行へご寄付いただいた皆さま ありがとうございます

善意銀行とは、区民の皆さまからお預かりした善意の寄付金品を、障害当事者団体やボランティア団体などへ配分する事業です。今年度は、寄付金のほか、食品や生理用品など多くの物品をお寄せいただきました。

令和4年2月1日～令和5年1月31日受付分(敬称略・順不同)

●金銭寄付●

(福)イクソス会 つづきルーテル保育園 / (株)アシスト / 上村 正吉
(株)イトーヨーカ堂ららぽーと横浜支部労働組合 / 都筑区社交ダンス愛好会
京セラ(株)横浜事業所 社員一同 / 京セラ(株)横浜事業所 / 東方婦人会
京セラ労働組合 横浜支部 / 都筑区チャリティゴルフ大会実行委員会
横浜労協協北部支部 / ヤマザキ製パン従業員組合 神奈川支部 / 匿名(3件)

●物品寄付●

イケア・ジャパン(株)IKEA港北 / 遠藤 広美 / 加賀原二丁目自治会
(株)悠輝 ドキわくランド北山田店 / 公益社団法人 緑法人会 / 長坂町内会
児島 幸 / 齋藤 隆夫 / 齋藤 美津子 / 洲脇 慶太郎 / 田中 耕太郎 / 星 樹里亜
ポッシュ(株) / 村田 幸夫 / 吉田 和代 / 早川 弘子 / 匿名(13件)

ご寄付者からのメッセージ

「ドキわくランド北山田店」

お菓子の寄付をするきっかけはスタッフからの提案でした。お客様が要らないとおっしゃられたお菓子やお飲み物をそのまま破棄する事は勿体無いですし、喜んで頂ける可能性がある場所に寄付する事はお互いにとってプラスになると思ったからです。

約1年が経ち、お客様からも自然とお菓子の寄付BOXに入れて頂く事が増えました。今後もこのような取組を積極的に進め、地域に貢献していきたいと考えております。今後とも宜しくお願い致します。



ドキわくランド北山田店 一同

都筑区社会福祉大会にて表彰式が開催されました

日頃より地域の福祉活動やボランティア活動に取り組み、功労のあった方へ表彰状や感謝状をお贈りしました。受賞おめでとうございます。

<顕彰受賞者・団体>(敬称略・順不同)

【民生委員・児童委員】

大槻 文 / 長谷川 あい子 / 齊藤 勝 / 渡部 正子 / 田中 順子 / 山田 由美子 / 永井 洋子
林 章子 / 玉井 豊 / 都築 佳幸 / 三浦 朱美 / 関 佐枝子 / 関 喜美子 / 志田 智子
遠藤 弘子 / 相原 祐美子 / 角田 百合子 / 森 ゆみ / 五雲寺 美枝子 / 高橋 登美子
甲田 三男 / 中川 希美子 / 長和 義雄 / 飯塚 晶夫 / 永井 多美子 / 樋口 悦子 / 匿名2名

【保護司・更生保護女性会員】

小林 英紀 / 高橋 満 / 渡邊 芳香 / 藤井 紀代子

【連合自治会・町内会長、単位自治会・町内会長】

石井 清史 / 牧野 勉 / 前田 和廣 / 佐藤 力

【本会会員の民間社会福祉施設の常任役員】 【地区社協役員】

相川 真吾 / 加幡 麻子 大野 和子

【善意銀行寄付者】

公益社団法人 緑法人会 / ヤマザキ製パン従業員組合 神奈川支部



令和5年2月18日(土) 都筑公会堂

【ボランティア等自主活動関係者(個人)】

古谷 信治 / 政所 七郎 / 梁瀬 淑子 / 小泉 則子 / 小沼 久恵 / 東 晋
岩品 晴香 / 柿崎 裕美 / 匿名2名

【ボランティア等自主活動関係者(団体)】

えだみなみの歌声 / 荏田南どんぐりカフェ / 学ぼう会
ふれあいの丘地区民生児童委員 あいテラス / 手話 たけのこクラブ

都筑区の地域福祉について一緒に考えませんか?

都筑区社協 正会員募集!

詳細はこちらをご確認ください

●正会員団体紹介●

(特非)都筑ハートベストの会



精神障害のある方が、地域の中で暮らせる街づくりを目指し、地域の方との交流を進めています。

地域のご家族とハーベストのメンバーと一緒に収穫体験をしている様子

あんしんセンターのご紹介

あんしんセンターでは、ご自身の金銭管理が難しい高齢者や障害のある方に代わって、通帳の管理、生活費を出金してご自宅までお届けしています。



Q あんしんセンターを契約する前は、どのようにしてお金を出していましたか?

A ヘルパーさんと往復タクシーに乗って銀行に行っていました。足腰が痛くて大変でした。

Q あんしんセンターを利用してよかったことは?

A 計画的にお金を使えるようになりました。お金を持ってきたときに、郵便物も一緒に確認してもらえて、助かっています。

しゅんらん

No.62
令和5年3月発行

都筑区社協は「あなたと街のかけはし」になります

しゅんらんは、この地にたくさん自生し、春には甘い香りのするかわいい花をつけ、子どもの遊び友だちだったそうです。このようにやさしい福祉の町ができたならこの名前をつけました。

あなたの“身近”な地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会(地区社協)は、地域住民に最も身近な社協として、地域の方が「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」という気持ちで組織された任意の団体です。

区民の方々より寄せられた賛助会費や共同募金も活動費の一部として活用されています。



佐江戸加賀原地区社協「三世代交流」の様子 令和4年12月18日(日)

長年続いてきた三世代交流会。新型コロナウイルス感染症の影響から3年ぶりに感染対策を行いながら開催しました。昔遊びのコーナーでは子どもたちの笑い声が響き、住民同士の交流の場が戻ってきました。

ふれあいの丘地区社協「ふれあいママ友会」の様子 令和5年1月25日(水)

子育て中のお母さんたちが交流と友だちづくり、リフレッシュできるように企画しました。お母さんたちがヨガをしている間、ボランティアの方々がお子さんたちの見守りをしています。

中面で4つの地区社協での取組をご紹介します





東山田地区社協

防災に備えたアンケートを実施しました!!

東山田地区では令和2年度に住民の防災に対する意識や災害に対する不安、問題点を把握するため「防災に備えた住民アンケート調査」を実施しました。

令和3年度には、1184世帯分の回答(回答率45.1%)の分類と結果分析をした集計冊子を発行。地域の皆様に配布しました。

今年度は回答内容についてさらに検討を進め、自主防災の取組につなげていきたいと考えています。3月開催の地域懇談会では、講師を招いてワークショップを行い「自助、共助の取組」が地域全体に広まることを目指します。



アンケートには2次元コードを付けてウェブ回答も可能としました

勝田茅ヶ崎地区社協

困りごとにさりげなく向き合える地域をめざして

私たちの地域は、日常の生活のなかでご近所さんへの“さりげない見守り”を実施しています。

地域のなかには、一人でいろいろな困りごとを抱えながら生活している方もいらっしゃいます。地域の皆様にも、ご近所さんや知り合いの方をちょっと気にする“さりげない見守り”活動をお願いいたします。皆さんの活動が地域を支えています。

今年度は、一人暮らしのお年寄りに、携行型食料を民生委員さんから配布をしていただきました。



今後どうぞ、皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

一人暮らし高齢者への見守り訪問の様子

山田地区社協

高齢者が安心して暮らせる地域を目指して

町内会役員、民生委員児童委員、主任児童委員、保健活動推進員等が連携しながら活動しています。各団体でコロナ禍でも何ができるか、どのようなやり方なら行事を開催できるかを検討し、それらを共有・意見交換しながら進めています。

「高齢者が安心して暮らせる地域を目指す」ということで、今年度のボランティア交流会では講師を招いて「認知症サポーター養成講座」を開催しました。また、「みまもりあい」アプリを活用した見守りの仕組み作りも進めています。



講師は地域コミュニティ振興協会代表本間克之氏

中川地区社協

普通救急救命講習を開催しました

地区社協初の救急救命講習を中川西地区センターで行いました。総勢19名の地域住民が参加し、消防士の方の指導の下、心臓蘇生とAEDの使い方等を学び、救命処置に必要な知識・技術を習得しました。消防士さんがとても頼もしく尊敬を感じるとともに、ボランティア活動をしている参加者にとり、重要で貴重な体験となりました。今後もこうした生きた活動を続けていきたいと思えます。



心肺蘇生とAEDの実施訓練の様子

共同募金運動へのご協力ありがとうございました

今年度も、自治会町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体、そして企業や中学校の皆さまなどに、さまざまな場面で共同募金にご協力いただきました。皆さまからの募金は、地域の福祉保健活動を支える貴重な資金として活用されます。ご協力いただきありがとうございました。

令和5年2月15日時点での募金額は
赤い羽根募金 8,298,335円
年末たすけあい募金 7,969,152円
でした。

街頭募金運動の様子



10月1日 民生委員児童委員による街頭募金運動



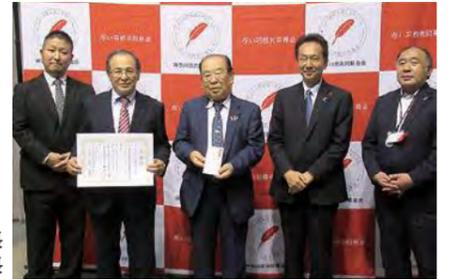
ガールスカウト 神奈川県第41団さんにもご協力いただきました



共同募金が財源の「ふれあい助成金」を受けているボランティア団体の皆さま

企業・学校・施設の皆さまにもご協力いただきました

区内14郵便局 / 株式会社興業 / 健湧接骨院 / 都田中学校
デイリーヤマザキニュータウン加賀原店 / 有限会社大興資源
ボッシュ株式会社 マネージャーズクラブコスモス会 / 荏田南中学校
区内6地域ケアプラザ / 都筑センター / 横浜あゆみ荘 (敬称略、順不同)



写真左から大興資源の齋藤様、小塚様、都筑区共同募金会の岩嶋支会長、神奈川県共同募金会の中島事務局長、都筑区社協の工藤事務局長



つつき中学バスケ同好会の皆さま

横浜ビー・コルセアーズ都筑区応援Day

11月27日開催

今年度も、横浜ビー・コルセアーズとのコラボ缶バッジを作成しました。当日は、バスケットボールグループの子どもたちがボランティアとして、試合会場で募金の呼びかけを行っていただきました。



共同募金の使いみち 「食のお渡し会」を開催しました!

都筑区にお住まいで、食にお困りの子育て世帯を対象に食料品等のお渡し会を行いました。

開催日時 令和4年11月18日(金)・19日(土) 10時00分~16時00分

申込件数 51世帯 168名 (うち18歳以下の人数91名)

場所 かけはし都筑 1階 多目的研修室

当日は主任児童委員、民生委員、関係機関の方が会場内に常駐し、来場された世帯に声掛けをしていただきました。乳幼児をあやしたり、障害のあるお子さんに声をかけたりしていただきました。

- 配布内容
- 区役所、都筑区資源循環局のフードドライブで集めた食料品
 - 区民、団体、企業 (IKEA港北、JA横浜、セブン-イレブン) からの寄付で集まった食料品、農家からいただいた野菜
 - 赤い羽根共同募金を財源に購入した食品



ご協力いただいた方へのメッセージ

- ★ 息子も楽しく喜んでいて、頂いた食材で、昼食を作ってくれました。
- ★ この時期に色々な方々の暖かいご支援は本当にうれしかったです。当日食支援を取りに伺った際、明るい声かけにも心救われました。ありがとうございました。

令和5年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和4年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,492件（前年比-391件）、負傷者数8,483人（前年比-514人）と、前年に比べ発生件数、負傷者数ともに減少しました。

しかしながら交通事故死者数は、統計開始以来最少だった前年より増え38人（前年比+2人）と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が19人、二輪車乗車中が12人と高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが15人と約4割を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和5年度は令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数36人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、「市民の交通安全意識の向上」と、「交通事故のない安全で住みよい街よこはまの実現」を目指した運動を計画的、効果的に推進し、交通安全は市民一人ひとりの心がけと実践によって実現されるものであることを強く訴えてまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 二輪車・自転車の交通事故防止
- 高齢者と子どもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

5 年間運動

(1) 各季の運動 （※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名称	実施期間	備考
新入学児童・園児を交通事故から守る運動	4月5日（水）～11日（火）	別に実施要綱を定めます。
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	5月11日（木）～20日（土） 5月20日（土）	
夏の交通安全防止運動	7月11日（火）～20日（木）	
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（木）～30日（土） 9月30日（土）	
年末の交通安全防止運動	12月11日（月）～20日（水）	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称(スローガン)	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり) (ヘルメット かぶるだけでも 救える命)	5月1日(月)～31日(水)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(木)～30日(金)	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(日)～31日(火)	
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(金)～31日(日)	

(3) 年間を通じて実施する取組 (各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

市内では、高齢者が巻き込まれる事故の割合が高くなっています。また、幼少期から交通安全に対する意識を高めることが重要と考えられることから、より一層「子どもと高齢者の交通事故防止」に取り組んでいきます。

また、「みんなのサイクルルールブックよこはま」をもとに、世代・対象者別に自転車の交通ルールを様々な機会や手段で周知するとともに、高い割合で推移している二輪車の交通事故防止にも取り組みます。

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット(ルールちゃん、まもるくん)と指導員による交通安全教室

令和5年度
市内幼稚園・保育所等
訪問回数：300回(予定)



イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした自転車の乗り方教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスクエアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(Twitter等)、動画等を活用した啓発

(4) 特別対策

ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

【参考】令和4年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、南区、瀬谷区
 高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：中区、瀬谷区

ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨し、その運動の輪を広げます。

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名 称	開 催 時 期	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和5年 10月下旬（予定）	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総 会	令和6年 2月上旬（予定）	【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度交通安全運動実施結果（速報）について 令和6年度交通安全運動実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシを作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（ルールブックコンパクト版）



（啓発チラシ）



（幼児向け交通安全動画）



◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材（DVD、紙芝居）及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎045（671）2323

対 象 横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

【参考】 視聴覚教材（DVD）



横浜市交通安全キャラクターパペット
 （ルール） （まもる）



自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会
- 神奈川県青少年交通安全連絡協議会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

その他関係団体

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)



令和5年度 新入学児童・園児を交通事故から守る運動 横浜市実施要綱



目的

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、新入学児童・園児を交通事故から守り、交通ルールとマナーの基本を身につけさせることで、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

令和5年4月5日（水）～4月11日（火）の7日間

スローガン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう

重点

- 1 新入学児童・園児の交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

◇◇令和4年中 幼児・園児、小学生、中学生の交通事故発生状況◇◇

	幼児・園児			小学生			中学生			全事故		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
鶴見区	9	0	14	25	0	27	12	0	12	669	4	745
神奈川区	2	0	2	9	0	8	0	0	0	363	3	400
西区	3	0	3	2	0	2	3	0	3	255	3	285
中区	5	0	5	7	0	7	6	0	6	384	1	432
南区	5	0	6	9	0	9	2	0	3	328	2	361
港南区	8	1	8	30	0	30	9	0	8	477	2	585
保土ヶ谷区	8	0	9	13	0	15	4	0	4	454	0	526
旭区	6	0	8	12	0	14	7	0	6	528	2	594
磯子区	8	0	11	15	0	16	7	0	6	311	1	354
金沢区	5	0	7	13	0	13	13	0	12	506	2	574
港北区	4	0	4	18	0	19	3	0	3	512	2	559
緑区	12	0	15	12	0	13	4	0	3	371	5	416
青葉区	6	0	8	25	0	26	11	0	13	543	1	625
都筑区	9	0	12	25	0	28	7	0	6	438	4	509
戸塚区	6	0	6	20	0	21	8	0	9	514	4	571
栄区	1	0	3	5	0	5	4	0	4	193	0	238
泉区	3	0	3	12	0	12	8	0	8	272	0	297
瀬谷区	6	0	7	11	0	10	8	0	8	374	2	412
横浜市内	106	1	131	263	0	275	116	0	114	7,492	38	8,483
神奈川県内	281	2	346	802	1	832	374	0	360	21,098	113	24,382

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等に注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 新入学児童・園児を中心とした街角アドバイスを積極的に推進します。
- 3 関係機関・団体に交通事故分析資料等を積極的に提供するなど、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 4 交通情報板などを利用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から新入学児童・園児を守る取組を推進します。

教育関係

- 1 新入学児童・園児への交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 家庭との連携を密にして、登下校時及び帰宅時の交通事故防止を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを利用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 安全な歩き方や横断の方法、自転車の安全な乗り方及び乗車用ヘルメットの着用などの基本的な交通ルールについて具体的に教えましょう。
- 2 子どもとともに、通学・通園路を事前に確認し、危険な箇所での通行方法などを現場で指導し、実行させましょう。
- 3 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 4 危険な横断などを見かけたら思いやりの気持ちをもって声をかけ、手をさしのべましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323



119情報

区連会 3月定例会説明資料
令和5年3月20日
都 筑 消 防 署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 / 年別		令和5年		令和4年		累計前年比 増△減
		2月	累計	2月	累計	
火 災 件 数 (件)		5	8	2	3	5
火災種別	建 物 火 災 (件)	1	2	2	2	0
	車 両 火 災 (件)	1	2	0	0	2
	そ の 他 の 火 災 (件)	3	4	0	1	3
焼 損 面 積 (㎡)		94	94	158	158	△ 64
死 者 (人)		0	0	1	1	△ 1

【2月中 5件】

2月5日(日) 葛が谷一丁目 建物火災
2月9日(木) 中川一丁目 車両火災
2月18日(土) platforms 車両火災
2月23日(水) 池辺町 その他の火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119



区分 / 年別		令和5年		令和4年		累計前年比 増△減
		2月	累計	2月	累計	
救 急 件 数 (件)		797	1,731	756	1,632	99
救急種別	急 病 (件)	560	1,258	541	1,141	117
	交 通 事 故 (件)	33	74	30	74	0
	一 般 負 傷 (件)	144	296	134	303	△ 7
	そ の 他 (件)	60	103	51	114	△ 11

※ 令和5年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

都筑消防団って？

区民の安全・安心を守るため、
約400人の都筑区民が活動しています。

詳しくは、都筑消防団ホームページ
見てね！



【お問合せ】

一緒に活動しよう！！

都筑消防署総務・予防課消防団係
電話045-945-0119



住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換 をしましょう！！

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

☎045-945-0119

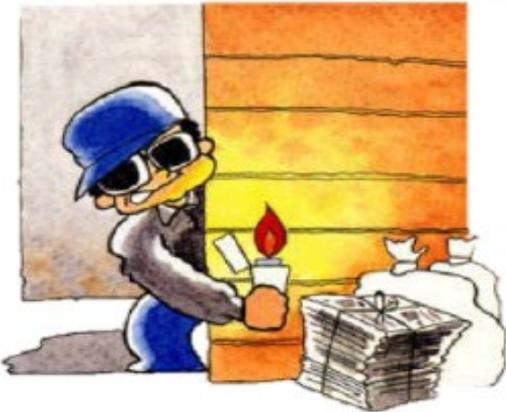
都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

都筑消防署からののお知らせ！

放火を未然に防ぐには…？！

～放火されない、放火させない環境づくりが大事です！！～

【放火火災防止対策のポイント】



ゴミは決められた日時に出しましょう。



家の周りは照明等を点灯し、

明るくしましょう。



車やオートバイのポティーシートも

火をつけられやすいので、防災製品の

ものを使うようにしましょう



物置や車庫には鍵をかけましょう。

不審者に注意！

